

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十号）・新旧対照表 目次

○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）	1
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）	56
○	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（第三条関係）	65
○	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第四条関係）	67
○	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第五条関係）	70
○	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第六条関係）	72
○	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第七条関係）	73
○	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第八条関係）	75
○	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第九条関係）	76
○	国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（附則第六条関係）	87
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第七条関係）	89
○	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）（附則第九条関係）	98
○	児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）（附則第十条関係）	100
・	附則第十条の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の規定による改正後の	101
・	国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第十条関係）	101
・	附則第十条の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の規定による改正後の	103
・	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（附則第十条関係）	103

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
（初任給調整手当） 第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万三千八百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万六百元 三 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十一条の九において同じ。）に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額十万円 四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について	（初任給調整手当） 第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万三千三百円 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの 月額五万五百円 三 （同上） 四 （同上）

て特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

2・3 (略)

2 (勤勉手当)

第十九条の七 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額

2・3 (同上)

2 (勤勉手当)

第十九条の七 (同上)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 (同上)

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十（特定管理職員にあつては、百分の百）を乗じて得た額の総額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額

二 (同上)

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額 3 〽 5 (略) 附 則	1 〽 10 (略) 附 則	11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二 項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、 同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職 員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給され るものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五（特定管 理職員にあつては、百分の一・六五）を乗じて得た額（ 最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎 額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十 〽）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とす る。
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤 勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額 3 〽 5 (同上) 附 則	1 〽 10 (同上) 附 則	11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二 項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、 同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職 員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給され るものの勤勉手当減額対象額に百分の一・二（特定管 理職員にあつては、百分の一・五）を乗じて得た額（最 低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎 額に百分の八十（特定管理職員にあつては、百分の百 〽）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とす る。

改	正	前	改	正	後
---	---	---	---	---	---

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	職 務 の 級	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000	円 361,300	円 406,900	円 457,200	円 520,500
		2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
		3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
		4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
		5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
		6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
		7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
		8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
		9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
		10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
		11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
		12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
		13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
		14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
		15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
		16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
		17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
		18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
		19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
		20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
		21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
		22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
		23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
		24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
		25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
		26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
		27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
		28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
		29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
		30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
		31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
		32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
		33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
		34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
		35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
		36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
		37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
		38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
		39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
		40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600	
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200	

[illegible]

	89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800				
	90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100				
	91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400				
	92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600				
	93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800				
	94		293,600	341,400						
	95		294,000	341,900						
	96		294,400	342,300						
	97		294,600	342,400						
	98		294,900	342,900						
	99		295,300	343,300						
	100		295,700	343,600						
	101		295,900	343,900						
	102		296,200	344,300						
	103		296,600	344,700						
	104		296,900	345,100						
	105		297,100	345,600						
	106		297,400	346,000						
	107		297,800	346,400						
	108		298,100	346,800						
	109		298,300	347,300						
	110		298,700	347,700						
	111		299,100	348,000						
	112		299,400	348,300						
	113		299,500	348,800						
	114		299,800							
	115		300,100							
	116		300,500							
	117		300,700							
	118		300,900							
	119		301,200							
	120		301,500							
	121		301,900							
	122		302,100							
	123		302,400							
	124		302,700							
	125		303,000							
	再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2 級の 1 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200 円とする。

再任用職員	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
	94		294,000	341,800							
	95		294,400	342,300							
	96		294,800	342,700							
	97		295,000	342,800							
	98		295,300	343,300							
	99		295,700	343,700							
	100		296,100	344,000							
	101		296,300	344,300							
	102		296,600	344,700							
	103		297,000	345,100							
	104		297,300	345,500							
	105		297,500	346,000							
	106		297,800	346,400							
	107		298,200	346,800							
	108		298,500	347,200							
	109		298,700	347,700							
	110		299,100	348,100							
	111		299,500	348,400							
	112		299,800	348,700							
	113		299,900	349,200							
114		300,200									
115		300,500									
116		300,900									
117		301,100									
118		301,300									
119		301,600									
120		301,900									
121		302,300									
122		302,500									
123		302,800									
124		303,100									
125		303,400									
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2 級の 1 号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,700 円とする。

改 正 前						改 正 後							
ロ 行政職俸給表(二)						ロ 行政職俸給表(二)							
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円			俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600	1	1	127,900	179,200	200,900	248,200	277,500
2	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500	2	2	128,800	180,700	202,300	249,400	279,400
3	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300	3	3	129,800	182,200	203,700	250,500	281,200
4	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200	4	4	130,700	183,700	205,000	251,700	283,000
5	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000	5	5	131,700	185,000	206,300	252,600	284,800
6	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800	6	6	132,700	186,500	207,700	253,900	286,600
7	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500	7	7	133,700	187,900	209,100	255,000	288,300
8	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400	8	8	134,700	189,300	210,500	256,200	290,100
9	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100	9	9	135,500	190,700	211,900	257,300	291,800
10	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900	10	10	136,500	191,900	213,500	258,400	293,600
11	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600	11	11	137,500	193,200	215,100	259,600	295,300
12	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400	12	12	138,600	194,300	216,500	260,800	297,100
13	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000	13	13	139,400	195,500	217,800	261,800	298,600
14	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700	14	14	140,400	196,600	219,300	262,900	300,300
15	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300	15	15	141,400	197,700	220,800	263,900	301,900
16	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800	16	16	142,400	198,800	222,100	264,900	303,400
17	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400	17	17	143,500	199,900	223,100	266,000	305,000
18	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000	18	18	144,700	201,000	223,900	267,200	306,600
19	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700	19	19	145,900	202,000	224,800	268,300	308,300
20	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400	20	20	147,100	203,000	225,800	269,200	310,000
21	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700	21	21	148,200	204,000	226,700	270,200	311,200
22	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100	22	22	149,400	205,100	228,200	271,300	312,600
23	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500	23	23	150,600	206,200	229,500	272,400	314,000
24	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000	24	24	151,800	207,200	230,600	273,400	315,500
25	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400	25	25	153,000	208,100	232,100	274,400	316,800
26	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900	26	26	154,500	209,000	233,400	275,500	318,300
27	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300	27	27	156,000	209,700	234,700	276,600	319,700
28	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700	28	28	157,500	210,600	236,000	277,700	321,100
29	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300	29	29	158,900	211,500	237,100	278,600	322,700
30	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500	30	30	160,400	212,700	238,300	279,700	323,900
31	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800	31	31	161,900	213,700	239,600	280,700	325,200
32	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000	32	32	163,400	214,600	240,800	281,700	326,400
33	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100	33	33	164,900	215,300	241,900	282,600	327,500
34	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000	34	34	166,700	216,500	243,200	283,500	328,400
35	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100	35	35	168,500	217,600	244,300	284,500	329,500
36	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200	36	36	170,300	218,800	245,500	285,600	330,600
37	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300	37	37	172,100	219,600	246,800	286,300	331,700
38	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400	38	38	173,800	220,800	248,000	287,200	332,800
39	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400	39	39	175,500	222,000	249,300	288,100	333,800
40	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400	40	40	177,200	223,100	250,600	289,000	334,800

41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400		41	178,800	224,000	251,600	289,800	338,800
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400		42	180,200	225,200	252,900	290,800	338,800
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400		43	181,600	226,200	254,000	291,800	337,800
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400		44	183,000	227,300	255,300	292,700	338,800
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300		45	184,500	228,400	256,200	293,400	339,700
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300		46	185,900	229,500	257,300	294,300	340,700
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300		47	187,300	230,600	258,500	295,200	341,700
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300		48	188,700	231,600	259,500	296,100	342,700
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200		49	190,000	232,600	260,700	296,800	343,800
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100		50	191,200	233,700	261,900	297,400	344,500
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000		51	192,300	234,800	263,100	298,100	345,400
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800		52	193,500	236,000	264,000	298,900	346,200
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600		53	194,600	237,100	265,100	299,500	347,000
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400		54	195,700	238,100	266,200	300,300	347,800
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200		55	196,800	239,000	267,400	301,000	348,600
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900		56	197,900	239,800	268,600	301,700	349,300
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600		57	199,000	240,800	269,500	302,400	350,000
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400		58	200,000	241,800	270,500	303,100	350,800
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200		59	201,000	242,800	271,600	303,900	351,600
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900		60	202,000	243,700	272,600	304,600	352,300
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600		61	203,100	244,700	273,700	305,200	353,000
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300		62	204,000	245,600	274,800	305,900	353,700
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000		63	204,900	246,500	275,700	306,600	354,400
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700		64	205,800	247,400	276,800	307,300	355,100
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300		65	206,500	248,200	277,700	307,800	355,700
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800		66	207,300	249,000	278,500	308,300	356,200
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300		67	208,000	249,800	279,300	308,900	356,700
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800		68	208,800	250,500	280,100	309,500	357,200
再任用職員以外 の職員	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200		69	209,200	251,300	280,900	310,100	357,600
70	208,300	251,300	281,300	310,100			70	209,800	251,900	281,700	310,500	
71	208,600	251,900	282,100	310,600			71	210,100	252,400	282,500	311,000	
72	209,200	252,400	282,800	311,100			72	210,700	252,900	283,200	311,500	
73	209,700	252,600	283,600	311,400			73	211,000	253,100	284,000	311,800	
74	210,300	253,000	284,300	311,900			74	211,600	253,500	284,700	312,300	
75	210,900	253,500	285,100	312,400			75	212,100	254,000	285,500	312,800	
76	211,700	254,000	285,900	312,800			76	212,900	254,500	286,300	313,200	
77	211,900	254,600	286,500	313,000			77	213,100	255,000	286,900	313,400	
78	212,600	255,000	287,000	313,300			78	213,800	255,400	287,400	313,700	
79	213,200	255,500	287,500	313,600			79	214,300	255,900	287,900	314,000	
80	213,800	256,000	287,900	313,900			80	214,900	256,400	288,300	314,300	
81	214,500	256,300	288,300	314,200			81	215,600	256,700	288,700	314,600	
82	215,100	256,600	288,700	314,500			82	216,100	257,000	289,100	314,900	
83	215,700	256,900	289,200	314,800			83	216,700	257,300	289,600	315,200	
84	216,400	257,200	289,700	315,100			84	217,400	257,600	290,100	315,500	
85	217,100	257,400	290,100	315,300			85	218,000	257,800	290,500	315,700	
86	217,700	257,600	290,700	315,700			86	218,600	258,000	291,100	316,100	
87	218,300	257,900	291,300	316,000			87	219,100	258,300	291,700	316,400	
88	219,000	258,200	291,900	316,200			88	219,800	258,600	292,300	316,600	

89	219,500	258,400	292,200	316,400		89	220,300	258,800	292,600	316,800
90	220,100	258,600	292,700	316,700		90	220,900	259,000	293,100	317,100
91	220,700	259,000	293,200	317,000		91	221,500	259,400	293,600	317,400
92	221,300	259,200	293,600	317,300		92	222,000	259,600	294,000	317,700
93	221,700	259,500	294,000	317,500		93	222,400	259,900	294,400	317,900
94	222,200	259,900	294,500	317,800		94	222,900	260,300	294,900	318,200
95	222,700	260,200	295,000	318,100		95	223,400	260,600	295,400	318,500
96	223,200	260,500	295,500	318,300		96	223,900	260,900	295,900	318,700
97	223,800	260,700	295,800	318,500		97	224,500	261,100	296,200	318,900
98	224,300	261,000	296,200	318,800		98	225,000	261,400	296,600	319,200
99	224,800	261,200	296,700	319,100		99	225,500	261,600	297,100	319,500
100	225,300	261,500	297,200	319,300		100	226,000	261,900	297,600	319,700
101	225,900	261,800	297,600	319,500		101	226,400	262,200	298,000	319,900
102	226,400	262,000	298,000			102	226,900	262,400	298,400	
103	227,000	262,300	298,300			103	227,500	262,700	298,700	
104	227,600	262,600	298,600			104	228,100	263,000	299,000	
105	228,000	262,800	298,900			105	228,500	263,200	299,300	
106	228,500	263,000	299,300			106	229,000	263,400	299,700	
107	229,000	263,300	299,700			107	229,500	263,700	300,100	
108	229,400	263,500	300,100			108	229,900	263,900	300,500	
109	229,600	263,800	300,400			109	230,100	264,200	300,800	
110	230,000	264,100	300,800			110	230,500	264,500	301,200	
111	230,500	264,400	301,200			111	231,000	264,800	301,600	
112	231,000	264,600	301,500			112	231,500	265,000	301,900	
113	231,400	264,800	301,700			113	231,800	265,200	302,100	
114	231,900	265,100	302,000			114	232,300	265,500	302,400	
115	232,400	265,300	302,300			115	232,800	265,700	302,700	
116	232,900	265,500	302,500			116	233,300	265,900	302,900	
117	233,200	265,800	302,700			117	233,600	266,200	303,100	
118	233,600	266,100	303,000			118	234,000	266,500	303,400	
119	234,000	266,400	303,300			119	234,400	266,800	303,700	
120	234,400	266,700	303,500			120	234,800	267,100	303,900	
121	234,800	266,800	303,700			121	235,200	267,200	304,100	
122		267,100	304,000			122		267,500	304,400	
123		267,400	304,300			123		267,800	304,700	
124		267,700	304,500			124		268,100	304,900	
125		267,800	304,700			125		268,200	305,100	
126		268,100	305,000			126		268,500	305,400	
127		268,400	305,300			127		268,800	305,700	
128		268,700	305,500			128		269,100	305,900	
129		268,800	305,700			129		269,200	306,100	
130		269,100	306,000			130		269,500	306,400	
131		269,400	306,300			131		269,800	306,700	
132		269,700	306,500			132		270,100	306,900	
133		269,800	306,700			133		270,200	307,100	
134		270,100				134		270,500		
135		270,400				135		270,800		
136		270,700				136		271,100		

再任職	137		270,800			
再任用		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

備考 この表は、機器の運転・操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

再任職 用員	137		271,200			
		192,800	203,900	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改 正 前										改 正 後										
別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)										別表第二 専門行政職俸給表 (第六条関係)										
職員 の 区 分		職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
			円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円
1		1	161,100	230,300	274,200	317,300	361,300	406,900	457,200	520,500	1		162,600	231,900	275,500	318,000	361,800	407,300	457,600	520,900
2		2	162,800	232,300	276,700	319,500	363,900	409,300	460,300	523,400	2		164,300	233,900	277,900	320,200	364,400	409,700	460,700	523,800
3		3	164,500	234,300	279,300	321,800	366,400	411,800	463,300	526,500	3		166,000	235,900	280,500	322,500	366,900	412,200	463,700	526,900
4		4	166,200	236,100	281,900	324,000	369,000	414,200	466,300	529,600	4		167,700	237,600	283,100	324,700	369,500	414,600	466,700	530,000
5		5	167,800	238,400	284,400	326,300	371,100	416,100	469,300	532,700	5		169,300	239,900	285,500	326,900	371,500	416,500	469,700	533,100
6		6	170,300	240,500	286,900	328,300	373,600	418,400	472,300	535,000	6		171,800	242,000	288,000	328,900	374,000	418,800	472,700	535,400
7		7	172,700	242,300	289,500	330,500	375,900	420,500	475,300	537,500	7		174,200	243,800	290,500	331,100	376,300	420,900	475,700	537,900
8		8	175,100	244,300	292,200	332,700	378,400	422,700	478,400	539,900	8		176,600	245,800	293,200	333,300	378,800	423,100	478,800	540,300
9		9	177,300	246,400	294,600	334,700	380,900	424,700	481,100	542,300	9		178,800	247,800	295,500	335,300	381,300	425,100	481,500	542,700
10		10	179,000	248,000	297,100	336,800	383,600	426,800	484,200	544,100	10		180,500	249,400	298,000	337,400	384,000	427,200	484,600	544,500
11		11	180,700	249,600	299,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900	11		182,200	251,000	300,300	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12		12	182,400	251,200	301,900	340,900	388,900	431,000	490,300	547,800	12		183,900	252,500	302,700	341,500	389,300	431,400	490,700	548,200
13		13	184,100	252,600	304,400	343,100	391,300	432,700	493,000	549,500	13		185,600	253,900	305,200	343,600	391,700	433,100	493,400	549,900
14		14	185,900	254,700	306,700	345,100	393,600	434,500	495,300	550,900	14		187,400	256,000	307,500	345,600	394,000	434,900	495,700	551,300
15		15	187,700	256,700	308,900	347,200	395,800	436,500	497,600	552,200	15		189,200	257,900	309,700	347,700	396,200	436,900	498,000	552,600
16		16	189,400	258,500	311,200	349,200	398,200	438,500	499,900	553,300	16		190,900	259,700	311,900	349,700	398,600	438,900	500,300	553,700
17		17	191,300	260,300	313,200	351,200	400,000	440,400	502,000	554,600	17		192,800	261,500	313,900	351,600	400,400	440,800	502,400	555,000
18		18	193,100	262,500	315,400	353,100	402,000	442,200	503,400	555,600	18		194,600	263,600	316,100	353,500	402,400	442,600	503,800	556,000
19		19	194,900	264,600	317,600	355,000	403,900	444,000	504,900	556,500	19		196,400	265,700	318,300	355,400	404,300	444,400	505,300	556,900
20		20	196,700	266,700	319,700	357,000	405,700	445,700	506,300	557,400	20		198,200	267,800	320,400	357,400	406,100	446,100	506,700	557,800
21		21	198,300	269,100	321,600	358,800	407,600	447,500	507,500	558,300	21		199,800	270,100	322,200	359,200	408,000	447,900	507,900	558,700
22		22	200,100	271,400	323,600	360,600	409,400	449,000	508,900		22		201,600	272,400	324,200	361,000	409,800	449,400	509,300	
23		23	201,900	273,500	325,700	362,600	411,200	450,400	510,400		23		203,400	274,400	326,300	363,000	411,600	450,800	510,800	
24		24	203,700	275,800	327,700	364,500	413,100	451,900	511,900		24		205,200	276,700	328,300	364,900	413,500	452,300	512,300	
25		25	205,400	277,800	329,600	366,500	414,900	453,300	513,000		25		206,900	278,700	330,200	366,900	415,300	453,700	513,400	
26		26	207,200	280,000	331,700	368,400	416,400	454,600	514,100		26		208,700	280,900	332,300	368,800	416,800	455,000	514,500	
27		27	209,000	282,100	333,700	370,400	417,900	455,900	515,300		27		210,500	283,000	334,300	370,800	418,300	456,300	515,700	
28		28	210,800	284,200	335,800	372,400	419,500	457,100	516,500		28		212,300	285,000	336,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
29		29	212,200	286,400	337,700	374,300	421,100	458,100	517,500		29		213,700	287,200	338,200	374,700	421,500	458,500	517,900	
30		30	214,000	288,300	339,600	376,200	422,400	458,800	518,400		30		215,500	289,100	340,100	376,600	422,800	459,200	518,800	
31		31	215,700	290,300	341,500	378,100	423,700	459,600	519,300		31		217,200	291,100	342,000	378,500	424,100	460,000	519,700	
32		32	217,500	292,300	343,400	379,800	424,900	460,300	520,200		32		219,000	293,000	343,900	380,200	425,300	460,700	520,600	
33		33	219,000	294,300	344,800	381,200	426,100	461,000	521,000		33		220,500	295,000	345,200	381,600	426,500	461,400	521,400	
34		34	220,700	296,000	346,700	382,800	427,400	461,800	521,900		34		222,200	296,700	347,100	383,200	427,800	462,200	522,300	
35		35	222,300	297,700	348,600	384,300	428,700	462,500	522,600		35		223,800	298,400	349,000	384,700	429,100	462,900	523,000	
36		36	223,900	299,300	350,500	385,900	429,900	463,100	523,100		36		225,400	300,000	350,900	386,300	430,300	463,500	523,500	
37		37	225,400	300,900	352,300	387,400	431,100	463,600	523,800		37		226,900	301,500	352,700	387,800	431,500	464,000	524,200	
38		38	227,000	302,400	354,100	388,300	431,900	464,200	524,400		38		228,500	303,000	354,500	388,700	432,300	464,600	524,800	
39		39	228,500	303,900	355,900	389,400	432,700	464,800	525,200		39		230,000	304,500	356,300	389,800	433,100	465,200	525,600	
40		40	230,000	305,500	357,700	390,400	433,500	465,400	525,800		40		231,500	306,100	358,100	390,800	433,900	465,800	526,200	

[illegible]

	89	287,000		386,200					
	90	287,500							
	91	287,900							
	92	288,400							
	93	288,800							
再任用職員		208,900	239,600	282,100	314,200	355,600	388,700	439,800	520,200

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、183,800円とする。

改 正 前				改 正 後			
-------	--	--	--	-------	--	--	--

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	156,400	218,900	256,100	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600	457,200	520,500
	2	157,900	220,800	257,800	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400	460,300	523,400
	3	159,500	222,700	259,200	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300	463,300	526,500
	4	161,100	224,600	260,900	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200	466,300	529,600
	5	162,700	226,600	262,600	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600	469,300	532,700
	6	164,500	228,400	264,400	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300	472,300	535,000
	7	166,300	230,200	266,000	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900	475,300	537,500
	8	168,200	232,000	267,600	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400	478,400	539,900
	9	170,000	233,600	269,000	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000	481,100	542,300
	10	171,900	235,400	270,400	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700	484,200	544,100
	11	173,800	237,200	271,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300	487,200	545,900
	12	175,800	239,000	273,300	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900	490,300	547,800
	13	177,500	240,600	274,600	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000	493,000	549,500
	14	179,300	242,200	276,100	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600	495,300	550,900
	15	181,100	243,600	277,500	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400	497,600	552,200
	16	182,900	245,100	279,000	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200	499,900	553,300
	17	184,700	246,600	280,300	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800	502,000	554,600
	18	188,800	248,100	282,300	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600	503,400	555,600
	19	193,000	249,400	284,200	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400	504,900	556,500
	20	197,000	250,700	286,100	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100	506,300	557,400
	21	200,800	252,200	288,000	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700	507,500	558,300
	22	202,600	253,600	289,900	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400	508,900	
	23	204,300	255,000	291,800	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000	510,400	
	24	206,100	256,300	293,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800	511,900	
	25	208,000	257,600	295,500	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300	513,000	
	26	209,700	258,700	297,500	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700	514,100	
	27	211,400	259,700	299,400	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200	515,300	
	28	213,000	260,700	301,300	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500	516,500	
	29	214,600	261,700	303,000	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700	517,500	
	30	216,000	262,600	304,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400	518,400	
	31	217,400	263,500	306,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100	519,300	
	32	218,800	264,500	308,600	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	520,200	
	33	220,100	265,500	310,600	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300	521,000	
	34	221,300	266,500	312,500	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	521,900	
	35	222,500	267,500	314,300	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	522,600	
	36	223,700	268,300	316,200	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	523,100	
	37	224,600	269,200	318,000	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700	523,800	
	38	225,800	270,500	319,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300	524,400	
	39	227,000	271,700	321,500	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800	525,200	
	40	228,200	273,000	323,200	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300	525,800	

職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
	1	158,000	220,600	257,800	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
	2	159,500	222,500	259,500	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
	3	161,100	224,400	260,900	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
	4	162,700	226,300	262,600	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
	5	164,400	228,300	264,300	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100
	6	166,200	230,100	266,100	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400
	7	168,000	231,900	267,700	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900
	8	169,900	233,700	269,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300
	9	171,700	235,300	270,600	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700
	10	173,600	237,100	272,000	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500
	11	175,500	238,900	273,400	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300
	12	177,500	240,700	274,800	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200
	13	179,200	242,300	276,100	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900
	14	181,000	243,900	277,600	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300
	15	182,800	245,300	278,800	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600
	16	184,600	246,800	280,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700
	17	186,400	248,300	281,600	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000
	18	190,500	249,800	283,500	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000
	19	194,700	251,100	285,400	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900
	20	198,700	252,400	287,300	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800
	21	202,500	253,900	289,100	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700
	22	204,300	255,300	291,000	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	
	23	206,000	256,700	292,800	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	
	24	207,800	258,000	294,700	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	
	25	209,700	259,200	296,500	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	
	26	211,400	260,300	298,500	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	
	27	213,100	261,200	300,400	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	
	28	214,700	262,200	302,200	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	
	29	216,300	263,100	303,900	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	
	30	217,700	264,000	305,800	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800	
	31	219,100	264,800	307,700	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700	
	32	220,500	265,800	309,400	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600	
	33	221,800	266,800	311,400	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400	
	34	223,000	267,700	313,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300	
	35	224,200	268,700	315,100	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000	
	36	225,400	269,500	317,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	523,500	
	37	226,300	270,300	318,700	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	524,200	
	38	227,500	271,600	320,500	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	524,800	
	39	228,700	272,700	322,200	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	525,600	
	40	229,900	274,000	323,900	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	526,200	

[illegible]

	89				413,000	423,000					
	90				413,400	423,300					
	91				413,800	423,600					
	92				414,200	423,800					
	93				414,500	424,000					
再任用職員		204,500	230,500	278,200	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300	450,500	520,200
備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。											
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。											

	89				413,400	423,400					
	90				413,800	423,700					
	91				414,200	424,000					
	92				414,600	424,200					
	93				414,900	424,400					
再任用職員		204,900	230,900	278,600	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600
備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。											
(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。											

改	正	前	改	正	後
---	---	---	---	---	---

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の区分	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
	号	俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	1	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600	457,200	520,500	
	2	164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400	460,300	523,400	
	3	166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300	463,300	526,500	
	4	168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200	466,300	529,600	
2	5	169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600	469,300	532,700	
	6	171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300	472,300	535,000	
	7	173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900	475,300	537,500	
	8	175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400	478,400	539,900	
3	9	177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000	481,100	542,300	
	10	178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700	484,200	544,100	
	11	180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300	487,200	545,900	
	12	182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900	490,300	547,800	
4	13	184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000	493,000	549,500	
	14	186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600	495,300	550,900	
	15	188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400	497,600	552,200	
	16	190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200	499,900	553,300	
5	17	192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800	502,000	554,600	
	18	195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600	503,400	555,600	
	19	197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400	504,900	556,500	
	20	199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100	506,300	557,400	
6	21	202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700	507,500	558,300	
	22	204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400	508,900		
	23	206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000	510,400		
	24	207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800	511,900		
7	25	209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300	513,000		
	26	211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700	514,100		
	27	213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200	515,300		
	28	215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500	516,500		
8	29	216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700	517,500		
	30	218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400	518,400		
	31	220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100	519,300		
	32	222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	520,200		
9	33	224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300	521,000		
	34	225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	521,900		
	35	227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	522,600		
	36	229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	523,100		
10	37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700	523,800		
	38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300	524,400		
	39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800	525,200		
	40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300	525,800		

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員の区分	職務の級 号	俸給月額										11級 俸給月額 円
		1級 俸給月額 円	2級 俸給月額 円	3級 俸給月額 円	4級 俸給月額 円	5級 俸給月額 円	6級 俸給月額 円	7級 俸給月額 円	8級 俸給月額 円	9級 俸給月額 円	10級 俸給月額 円	
A	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700
B	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300	
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800	
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300	
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400	
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500	
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700	
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900	
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900	
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800	
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700	
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600	
C	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400	
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300	
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000	
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800	523,500	
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100	524,200	
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700	524,800	
	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200	525,600	
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700	526,200	

137	356,900	377,900																	
138	357,300	378,400																	
139	357,800	378,900																	
140	358,300	379,400																	
141	358,600	379,700																	
142	359,100																		
143	359,600																		
144	360,100																		
145	360,400																		
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300	450,500	520,200								

備考(一) この表は、警察官、皇宫護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

137	357,300	378,300																	
138	357,700	378,800																	
139	358,200	379,300																	
140	358,700	379,800																	
141	359,000	380,100																	
142	359,500																		
143	360,000																		
144	360,500																		
145	360,800																		
再任用職員	240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700	450,900	520,600								

備考(一) この表は、警察官、皇宫護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、209,900円とする。

改 正 前										改 正 後													
ロ 公安職俸給表(二)										ロ 公安職俸給表(二)													
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,400	218,900	256,100	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600	457,200	520,500		1	158,000	220,600	257,800	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000	457,600	520,900
	2	158,000	220,800	257,800	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400	460,300	523,400		2	159,600	222,500	259,500	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800	460,700	523,800
	3	159,700	222,700	259,200	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300	463,300	526,500		3	161,300	224,400	260,900	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700	463,700	526,900
	4	161,400	224,600	260,900	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200	466,300	529,600		4	163,000	226,300	262,600	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600	466,700	530,000
5	162,900	226,600	262,600	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600	469,300	532,700		5	164,600	228,300	264,300	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000	469,700	533,100	
6	164,800	228,400	264,400	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300	472,300	535,000		6	166,500	230,100	266,100	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700	472,700	535,400	
7	166,700	230,200	266,000	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900	475,300	537,500		7	168,400	231,900	267,700	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300	475,700	537,900	
8	168,700	232,000	267,600	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400	478,400	539,900		8	170,400	233,700	269,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800	478,800	540,300	
9	170,700	233,600	269,000	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000	481,100	542,300		9	172,400	235,300	270,600	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400	481,500	542,700	
10	172,700	235,400	270,400	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700	484,200	544,100		10	174,400	237,100	272,000	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100	484,600	544,500	
11	174,700	237,200	271,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300	487,200	545,900		11	176,400	238,900	273,400	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700	487,600	546,300	
12	176,800	239,000	273,300	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900	490,300	547,800		12	178,500	240,700	274,800	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300	490,700	548,200	
13	178,600	240,600	274,600	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000	493,000	549,500		13	180,300	242,300	276,100	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400	493,400	549,900	
14	180,600	242,200	276,100	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600	495,300	550,900		14	182,300	243,900	277,600	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000	495,700	551,300	
15	182,600	243,600	277,500	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400	497,600	552,200		15	184,300	245,300	278,800	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800	498,000	552,600	
16	184,600	245,100	279,000	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200	499,900	553,300		16	186,300	246,600	280,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600	500,300	553,700	
17	186,500	246,600	280,300	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800	502,000	554,600		17	188,200	248,300	281,600	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200	502,400	555,000	
18	190,200	248,100	282,200	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600	503,400	555,600		18	191,900	249,800	283,400	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000	503,800	556,000	
19	193,800	249,400	284,100	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400	504,900	556,500		19	195,500	251,100	285,300	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800	505,300	556,900	
20	197,300	250,700	286,100	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100	506,300	557,400		20	199,000	252,400	287,300	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500	506,700	557,800	
21	200,800	252,200	288,000	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700	507,500	558,300		21	202,500	253,900	289,100	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100	507,900	558,700	
22	202,600	253,600	289,900	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400	508,900			22	204,300	255,300	291,000	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800	509,300		
23	204,300	255,000	291,800	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000	510,400			23	206,000	256,700	292,800	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400	510,800		
24	206,100	256,300	293,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800	511,900			24	207,800	258,000	294,700	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	512,300		
25	208,000	257,600	295,500	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300	513,000		25	209,700	259,200	296,500	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700	513,400			
26	209,700	258,900	297,500	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700	514,100		26	211,400	260,500	298,500	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100	514,500			
27	211,400	260,000	299,400	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200	515,300		27	213,100	261,500	300,400	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600	515,700			
28	213,000	261,300	301,300	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500	516,500		28	214,700	262,800	302,200	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900	516,900			
29	214,600	262,600	303,000	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700	517,500		29	216,300	264,000	303,900	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100	517,900			
30	216,000	263,800	304,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400	518,400		30	217,700	265,200	305,800	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800	518,800			
31	217,400	264,900	306,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100	519,300		31	219,100	266,200	307,700	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500	519,700			
32	218,800	266,000	308,600	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800	520,200		32	220,500	267,300	309,400	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200	520,600			
33	220,100	267,100	310,600	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300	521,000		33	221,800	268,400	311,400	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700	521,400			
34	221,500	268,400	312,500	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100	521,900		34	223,200	269,600	313,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500	522,300			
35	222,900	269,600	314,300	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800	522,600		35	224,600	270,800	315,100	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200	523,000			
36	224,300	270,600	316,200	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400	523,100		36	226,000	271,800	317,000	363,500	390,300	414,400	441,7,					

[illegible]

改	正	前	改	正	後
---	---	---	---	---	---

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 168,200	円 221,800	円 265,800	円 314,900	円 352,400	円 413,700	円 487,300	
2	170,500	223,900	267,600	316,900	354,700	416,200	489,100	
3	172,900	225,900	269,400	319,000	357,000	418,800	491,000	
4	175,200	228,000	271,200	321,200	359,500	421,300	492,900	
5	177,600	230,000	272,500	323,400	361,800	423,700	494,700	
6	180,100	232,100	274,400	325,300	364,900	426,100	496,100	
7	182,500	234,200	276,200	327,000	368,100	428,600	497,500	
8	185,100	236,300	278,000	328,700	371,100	431,000	498,800	
9	187,300	238,500	279,500	330,400	374,000	433,100	500,000	
10	189,700	240,400	282,000	332,800	377,100	435,300	501,300	
11	192,100	242,300	284,200	335,100	380,200	437,600	502,600	
12	194,600	244,200	286,400	337,600	383,300	439,800	503,900	
13	197,100	246,100	289,000	339,800	386,200	441,700	505,200	
14	199,700	248,000	291,600	342,100	388,900	443,900	506,300	
15	202,400	249,900	293,800	344,600	391,700	446,000	507,400	
16	205,000	251,800	296,200	347,000	394,400	448,200	508,400	
17	207,400	253,500	298,600	349,400	397,300	450,400	509,400	
18	210,100	255,400	300,800	351,900	399,300	452,700	510,500	
19	212,800	257,300	303,000	354,300	401,300	455,000	511,700	
20	215,500	259,200	305,300	356,800	403,400	457,200	512,700	
21	218,100	260,700	307,300	359,200	405,100	459,400	513,700	
22	219,700	262,300	308,500	361,600	407,100	461,200	514,600	
23	221,300	263,800	309,700	363,800	409,000	462,900	515,500	
24	222,900	265,300	310,900	366,200	411,000	464,600	516,300	
25	224,400	266,800	312,200	368,500	412,700	466,000	517,000	
26	225,900	268,400	313,900	370,900	414,300	467,300	517,600	
27	227,400	269,800	315,400	373,300	416,100	468,500	518,200	
28	228,700	271,300	317,000	375,600	417,800	469,600	518,800	
29	230,300	272,700	318,500	377,800	419,000	470,700	519,400	
30	231,400	274,100	320,100	379,900	420,600	471,700		
31	232,500	275,500	321,800	382,100	422,100	472,700		
32	233,600	276,700	323,500	384,200	423,700	473,900		
33	234,800	277,800	325,100	386,100	425,300	474,500		
34	235,700	279,200	326,700	387,900	426,600	475,500		
35	236,600	280,400	328,000	389,600	427,900	476,600		
36	237,500	281,700	329,600	391,400	429,100	477,700		
37	238,300	282,800	331,100	393,200	430,300	478,600		
38	239,100	284,000	332,700	394,600	431,300	479,500		
39	239,900	284,900	334,300	396,100	432,300	480,400		
40	240,800	285,900	335,800	397,600	433,300	481,300		

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 169,900	円 223,600	円 267,700	円 316,700	円 353,700	円 414,500	円 487,700	
2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000	417,000	489,500	
3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200	419,600	491,400	
4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700	422,100	493,300	
5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900	424,500	495,100	
6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000	426,900	496,500	
7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200	429,400	497,900	
8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100	431,800	499,200	
9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000	433,700	500,400	
10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100	435,900	501,700	
11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200	438,200	503,000	
12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200	440,400	504,300	
13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100	442,200	505,600	
14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800	444,400	506,700	
15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600	446,500	507,800	
16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300	448,700	508,800	
17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100	450,900	509,800	
18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100	453,200	510,900	
19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100	455,500	512,100	
20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200	457,700	513,100	
21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900	459,900	514,100	
22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800	461,700	515,000	
23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700	463,400	515,900	
24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700	465,100	516,700	
25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300	466,500	517,400	
26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900	467,800	518,000	
27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700	469,000	518,600	
28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400	470,100	519,200	
29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500	471,200	519,800	
30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100	472,200		
31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600	473,200		
32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200	474,400		
33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800	474,900		
34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100	475,900		
35	238,400	282,000	329,300	390,300	428,400	477,000		
36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600	478,100		
37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800	479,000		
38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800	479,900		
39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800	480,800		
40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800	481,700		

[illegible]

89				376,700	431,300			
90				377,200				
91				377,700				
92				378,200				
93				378,500				
94				378,900				
95				379,400				
96				379,800				
97				380,300				
98				380,600				
99				381,100				
100				381,500				
101				382,100				
再任用職員	219,100	249,100	278,500	319,200	348,000	394,500	462,500	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

89				377,100	431,700			
90				377,600				
91				378,100				
92				378,600				
93				378,900				
94				379,300				
95				379,800				
96				380,200				
97				380,700				
98				381,000				
99				381,500				
100				381,900				
101				382,500				
再任用職員	219,500	249,500	278,900	319,600	348,400	394,900	462,900	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

改 正 前							改 正 後								
ロ 海事職俸給表(二)							ロ 海事職俸給表(二)								
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	143,400	186,900	220,900	254,500	286,600	315,400		1	145,100	188,800	222,900	256,500	288,600	317,000
	2	144,400	189,100	222,600	255,900	288,000	317,300		2	146,100	191,000	224,600	257,900	290,000	318,900
	3	145,500	191,300	224,100	257,400	289,400	318,900		3	147,200	193,200	226,100	259,400	291,400	320,400
	4	146,500	193,500	225,500	259,100	290,800	320,600		4	148,200	195,400	227,500	261,100	292,800	322,100
	5	147,500	195,600	226,900	260,800	292,100	322,400		5	149,200	197,500	228,800	262,800	294,100	323,900
	6	148,800	197,500	228,600	262,700	293,400	324,000		6	150,500	199,400	230,500	264,700	295,400	325,400
	7	150,100	199,400	230,300	264,400	294,700	325,700		7	151,800	201,300	232,200	266,400	296,700	327,100
	8	151,400	201,300	232,000	265,900	296,000	327,200		8	153,100	203,200	233,900	267,900	298,000	328,600
	9	152,500	203,100	233,500	267,200	297,400	329,000		9	154,200	205,000	235,400	269,200	299,400	330,300
	10	154,000	204,700	235,200	269,000	298,700	330,600		10	155,700	206,600	237,100	271,000	300,600	331,900
	11	155,600	206,300	237,000	270,700	299,800	332,200		11	157,300	208,200	238,900	272,700	301,700	333,500
	12	157,100	207,900	238,700	272,400	301,000	333,900		12	158,800	209,800	240,600	274,400	302,900	335,000
	13	158,400	209,500	240,300	274,000	302,300	335,500		13	160,100	211,400	242,200	275,900	304,000	336,600
	14	159,900	211,100	242,100	275,500	303,300	337,100		14	161,600	213,000	244,000	277,400	305,000	338,200
	15	161,400	212,500	243,900	277,000	304,100	338,700		15	163,100	214,400	245,800	278,900	305,800	339,800
	16	163,000	214,000	245,600	278,500	305,200	340,200		16	164,700	215,900	247,500	280,400	306,800	341,200
	17	164,400	215,300	247,300	279,900	306,100	341,700		17	166,100	217,100	249,200	281,800	307,700	342,700
	18	166,100	216,700	249,200	281,300	307,100	343,300		18	167,800	218,500	251,100	283,200	308,700	344,300
	19	167,800	218,100	251,100	282,600	308,000	345,000		19	169,500	219,900	253,000	284,500	309,500	346,000
	20	169,500	219,400	252,700	284,000	308,700	346,700		20	171,200	221,200	254,600	285,900	310,200	347,600
	21	171,100	220,400	254,300	285,500	309,600	348,300		21	172,800	222,200	256,200	287,400	311,100	349,200
	22	173,100	221,800	255,700	286,900	310,600	349,900		22	174,800	223,600	257,600	288,700	311,900	350,800
	23	175,000	223,200	257,200	288,400	311,700	351,500		23	176,700	225,000	259,100	290,200	313,000	352,400
	24	176,900	224,600	258,900	289,800	312,700	353,100		24	178,600	226,400	260,800	291,600	314,000	354,000
	25	178,600	225,900	260,600	291,200	313,500	354,500		25	180,300	227,700	262,400	292,900	314,700	355,200
	26	180,400	227,200	262,500	292,500	314,300	356,100		26	182,100	229,000	264,300	294,200	315,500	356,800
	27	182,200	228,600	264,200	293,700	315,100	357,700		27	183,900	230,400	266,000	295,400	316,300	358,400
	28	184,000	230,000	265,800	295,100	316,000	359,200		28	185,700	231,800	267,600	296,700	317,100	359,900
	29	185,600	231,300	267,000	296,300	316,900	360,700		29	187,300	233,100	268,800	297,900	318,000	361,400
	30	187,700	232,800	268,800	297,400	317,800	362,000		30	189,400	234,600	270,600	299,000	318,900	362,700
	31	189,800	234,200	270,400	298,500	318,600	363,500		31	191,500	236,000	272,200	300,000	319,700	364,200
	32	191,900	235,500	272,000	299,600	319,300	365,000		32	193,600	237,300	273,800	301,100	320,300	365,700
	33	193,800	236,700	273,500	300,800	320,200	366,200		33	195,500	238,400	275,300	302,300	321,200	366,800
	34	195,700	237,600	275,000	301,900	321,100	367,200		34	197,400	239,300	276,700	303,200	322,100	367,800
	35	197,600	238,300	276,500	302,900	322,000	368,400		35	199,300	240,000	278,200	304,200	323,000	369,000
	36	199,500	239,400	277,900	303,900	322,900	369,500		36	201,200	241,100	279,600	305,200	323,800	370,100
	37	201,300	240,100	279,300	305,000	323,700	370,800		37	203,000	241,800	281,000	306,200	324,600	371,200
	38	202,900	241,400	280,600	306,000	324,600	372,000		38	204,600	243,100	282,300	307,200	325,500	372,400
	39	204,500	242,500	281,800	307,000	325,500	373,000		39	206,200	244,200	283,500	308,100	326,400	373,400
	40	206,100	243,700	283,300	308,100	326,400	374,100		40	207,800	245,400	284,800	309,200	327,300	374,500

再任用職員以外 の職員	41	207,500	244,500	284,900	309,100	327,200	375,000		41	209,200	246,200	286,400	310,200	327,900	375,400
	42	209,100	245,800	286,200	310,000	328,100	376,000		42	210,800	247,500	287,700	311,100	328,800	376,400
	43	210,700	247,000	287,600	311,000	328,900	376,900		43	212,400	248,700	289,000	312,000	329,600	377,300
	44	212,300	248,500	288,900	311,900	329,700	377,900		44	214,000	250,200	290,300	312,900	330,400	378,300
	45	213,700	249,500	290,400	312,800	330,600	378,900		45	215,400	251,200	291,800	313,800	331,300	379,300
	46	215,000	250,900	291,800	313,700	331,400	379,700		46	216,700	252,600	293,100	314,700	332,100	380,100
	47	216,200	252,200	293,100	314,500	332,300	380,700		47	217,900	253,900	294,400	315,500	332,900	381,100
	48	217,500	253,400	294,400	315,400	333,100	381,600		48	219,200	255,100	295,700	316,200	333,700	382,000
	49	218,900	254,800	295,500	316,300	333,700	382,400		49	220,600	256,300	296,700	317,100	334,300	382,800
	50	220,100	256,200	296,700	317,100	334,200	383,400		50	221,800	257,700	297,900	317,900	334,800	383,800
	51	221,300	257,600	297,800	317,900	334,800	384,200		51	223,000	259,100	298,900	318,700	335,400	384,600
	52	222,400	259,000	299,100	318,600	335,400	384,900		52	224,100	260,500	300,200	319,400	336,000	385,300
	53	223,700	260,100	300,400	319,200	336,000	385,900		53	225,400	261,500	301,500	319,900	336,400	386,300
	54	225,000	261,500	301,500	320,000	336,600	386,700		54	226,700	262,900	302,600	320,700	337,000	387,100
	55	226,200	262,800	302,600	320,800	337,200	387,600		55	227,900	264,100	303,600	321,500	337,600	388,000
	再任用職員以外 の職員	56	227,400	264,000	303,600	321,500	337,800	388,300		56	229,100	265,300	304,500	322,200	338,200
57	228,500	265,100	304,700	322,000	338,100	389,200		57	230,200	266,400	305,600	322,700	338,500	389,600	
58	229,700	266,400	305,700	322,600	338,700	390,000		58	231,400	267,700	306,600	323,300	339,100	390,400	
59	230,900	267,600	306,800	323,300	339,300	390,800		59	232,600	268,900	307,700	323,900	339,700	391,200	
60	232,100	269,000	307,900	324,000	339,900	391,600		60	233,800	270,200	308,700	324,600	340,300	392,000	
61	233,300	270,200	308,900	324,600	340,100	392,100		61	235,000	271,200	309,700	325,200	340,500	392,500	
62	234,400	271,400	309,800	325,100	340,500	392,800		62	236,100	272,400	310,600	325,700	340,900	393,200	
63	235,300	272,400	310,900	325,600	340,800	393,400		63	237,000	273,400	311,700	326,200	341,200	393,800	
64	236,400	273,700	311,900	326,200	341,300	394,100		64	238,100	274,700	312,700	326,700	341,700	394,500	
65	237,000	275,000	312,800	326,500	341,500	394,700		65	238,700	276,000	313,500	326,900	341,900	395,100	
66	238,000	276,200	313,700	327,000	341,900	395,200		66	239,700	277,200	314,400	327,400	342,300	395,600	
67	238,800	277,400	314,500	327,600	342,300	395,600		67	240,500	278,400	315,200	328,000	342,700	396,000	
68	239,900	278,500	315,400	328,200	342,700	396,100		68	241,600	279,300	316,100	328,600	343,100	396,500	
69	240,900	279,500	316,300	328,600	343,200	396,800		69	242,400	280,300	317,000	329,000	343,600	397,200	
70	241,700	280,400	317,000	329,000	343,600			70	243,200	281,200	317,700	329,400	344,000		
71	242,500	281,300	317,700	329,400	344,000			71	243,900	282,100	318,300	329,800	344,400		
72	243,400	282,200	318,400	329,800	344,500			72	244,800	283,000	319,000	330,200	344,900		
73	244,200	283,100	318,700	330,000	345,100			73	245,600	283,900	319,300	330,400	345,500		
74	244,900	283,800	319,200	330,200	345,600			74	246,300	284,600	319,800	330,600	346,000		
75	245,500	284,400	319,700	330,400	346,100			75	246,800	285,200	320,300	330,800	346,500		
76	246,100	285,000	320,200	330,600	346,500			76	247,400	285,800	320,700	331,000	346,900		
77	246,400	285,600	320,800	331,000	346,800			77	247,700	286,300	321,200	331,400	347,200		
78	247,000	286,200	321,300	331,200	347,200			78	248,200	286,900	321,700	331,600	347,600		
79	247,600	286,800	321,900	331,500	347,600			79	248,800	287,500	322,300	331,900	348,000		
80	248,300	287,300	322,500	331,800	348,000			80	249,500	288,000	322,900	332,200	348,400		
81	248,900	287,900	323,100	332,100	348,400			81	249,900	288,600	323,500	332,500	348,800		
82	249,300	288,500	323,500	332,500	348,700			82	250,300	289,200	323,900	332,900	349,100		
83	249,600	289,100	323,800	332,800	349,100			83	250,500	289,700	324,200	333,200	349,500		
84	250,100	289,700	324,100	333,200	349,500			84	251,000	290,300	324,500	333,600	349,900		
85	250,400	290,100	324,300	333,500	349,900			85	251,300	290,700	324,700	333,900	350,300		
86		290,400	324,600	333,800	350,300			86		291,000	325,000	334,200	350,700		
87		290,800	324,800	334,200	350,700			87		291,400	325,200	334,600	351,100		
88		291,300	325,100	334,600	351,100			88		291,800	325,500	335,000	351,500		

	89		291,600	325,400	334,800	351,500	
	90		292,000	325,700	335,100		
	91		292,400	325,900	335,400		
	92		292,700	326,200	335,800		
	93		292,900	326,400	336,200		
	94		293,300	326,600	336,400		
	95		293,700	327,000	336,700		
	96		294,100	327,400	337,000		
	97		294,300	327,600	337,300		
	98		294,500	327,900	337,600		
	99		294,700	328,300	337,900		
	100		295,000	328,700	338,200		
	101		295,400	328,800	338,400		
	102		295,700	329,000	338,700		
	103		295,900	329,200	339,000		
	104		296,100	329,500	339,300		
	105		296,400	329,800	339,500		
	106			330,100	339,900		
	107			330,300	340,100		
	108			330,600	340,300		
	109			330,900	340,600		
	110			331,200			
	111			331,500			
	112			331,800			
	113			332,000			
再任用職員		213,900	228,400	230,400	252,500	281,000	310,800
備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職修給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。							

	89		292,000	325,800	335,200	351,900	
	90		292,400	326,100	335,500		
	91		292,800	326,300	335,800		
	92		293,100	326,600	336,200		
	93		293,300	326,800	336,600		
	94		293,700	327,000	336,800		
	95		294,100	327,400	337,100		
	96		294,500	327,800	337,400		
	97		294,700	328,000	337,700		
	98		294,900	328,300	338,000		
	99		295,100	328,700	338,300		
	100		295,400	329,100	338,600		
	101		295,800	329,200	338,800		
	102		296,100	329,400	339,100		
	103		296,300	329,600	339,400		
	104		296,500	329,900	339,700		
	105		296,800	330,200	339,900		
	106			330,500	340,300		
	107			330,700	340,500		
	108			331,000	340,700		
	109			331,300	341,000		
	110			331,600			
	111			331,900			
	112			332,200			
	113			332,400			
再任用職員		214,300	228,800	230,800	252,900	281,400	311,200
備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職修給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。							

改 正 前						改 正 後							
別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)						別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)							
イ 教育職俸給表(一)						イ 教育職俸給表(一)							
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	1	210,000 円	270,700 円	318,100 円	403,400 円	533,200 円	1	1	211,700 円	272,600 円	320,000 円	404,100 円	533,600 円
2	2	212,200	273,700	321,000	405,700	536,200	2	2	214,000	275,600	322,900	406,400	536,600
3	3	214,400	276,500	324,100	408,100	539,300	3	3	216,200	278,400	326,000	408,800	539,700
4	4	216,600	279,300	327,200	410,600	542,400	4	4	218,400	281,200	329,000	411,300	542,800
5	5	218,700	282,200	330,400	413,000	545,400	5	5	220,500	284,100	332,200	413,700	545,800
6	6	220,900	284,700	333,200	415,500	547,800	6	6	222,700	286,600	335,000	416,200	548,200
7	7	223,100	286,900	336,000	417,900	550,300	7	7	224,900	288,800	337,600	418,600	550,700
8	8	225,200	289,300	338,700	420,400	552,700	8	8	227,000	291,200	340,300	421,100	553,100
9	9	227,500	292,000	341,700	422,300	555,000	9	9	229,300	293,900	343,300	422,900	555,400
10	10	229,900	294,500	344,800	424,800	556,800	10	10	231,700	296,400	346,300	425,400	557,200
11	11	232,300	296,900	347,900	427,200	558,700	11	11	234,100	298,800	349,400	427,800	559,100
12	12	234,700	299,500	351,200	429,600	560,600	12	12	236,500	301,400	352,700	430,100	561,000
13	13	237,000	302,000	354,300	431,300	562,300	13	13	238,800	303,800	355,600	431,700	562,700
14	14	239,400	304,000	356,400	433,500	563,700	14	14	241,200	305,800	357,700	433,900	564,100
15	15	241,800	306,100	358,800	435,700	565,000	15	15	243,600	307,900	360,000	436,100	565,400
16	16	244,200	308,200	361,400	438,000	566,200	16	16	246,000	309,800	362,600	438,400	566,600
17	17	246,300	310,400	364,000	440,300	567,500	17	17	248,100	312,000	365,100	440,700	567,900
18	18	249,400	312,600	366,200	442,700	568,300	18	18	251,200	314,200	367,300	443,100	568,700
19	19	252,500	314,700	368,500	445,000	569,000	19	19	254,300	316,200	369,600	445,400	569,400
20	20	255,600	316,700	370,700	447,400	569,700	20	20	257,400	318,200	371,700	447,800	570,100
21	21	258,500	318,800	372,800	449,500	570,500	21	21	260,300	320,300	373,800	449,900	570,900
22	22	261,500	321,400	374,900	451,800		22	22	263,300	322,800	375,900	452,200	
23	23	264,400	324,000	377,000	454,200		23	23	266,200	325,400	378,000	454,600	
24	24	267,300	326,800	379,100	456,500		24	24	269,100	328,200	380,000	456,900	
25	25	270,100	329,100	380,900	458,500		25	25	271,900	330,300	381,700	458,900	
26	26	272,700	331,300	382,700	460,700		26	26	274,500	332,500	383,500	461,100	
27	27	275,200	333,600	384,600	462,800		27	27	277,000	334,700	385,400	463,200	
28	28	277,900	336,100	386,500	465,000		28	28	279,700	337,200	387,300	465,400	
29	29	280,800	338,500	388,500	467,100		29	29	282,600	339,600	389,200	467,500	
30	30	283,200	340,700	390,200	469,400		30	30	285,000	341,800	390,900	469,800	
31	31	285,400	342,800	391,900	471,600		31	31	287,200	343,900	392,600	472,000	
32	32	287,800	344,900	393,600	473,700		32	32	289,600	345,800	394,300	474,100	
33	33	290,400	347,100	395,400	475,600		33	33	292,100	348,000	396,100	476,000	
34	34	292,600	349,400	397,200	477,700		34	34	294,300	350,300	397,900	478,100	
35	35	295,100	351,700	398,800	480,000		35	35	296,800	352,600	399,500	480,400	
36	36	297,500	353,900	400,600	482,200		36	36	299,100	354,800	401,300	482,600	
37	37	300,000	355,900	401,900	484,300		37	37	301,600	356,700	402,500	484,700	
38	38	301,700	357,900	403,500	486,300		38	38	303,300	358,700	404,100	486,700	
39	39	303,500	360,000	405,100	488,200		39	39	305,000	360,800	405,700	488,600	
40	40	305,200	361,900	406,700	490,100		40	40	306,700	362,700	407,200	490,500	

[illegible]

41	261,100	305,200	371,800		41	262,700	306,600	372,500
42	262,300	307,500	373,800		42	263,900	308,800	374,500
43	263,200	309,600	375,900		43	264,800	310,900	376,600
44	264,300	312,000	378,000		44	265,900	313,300	378,700
45	265,400	314,100	379,800		45	267,000	315,300	380,400
46	266,300	316,200	381,800		46	267,900	317,400	382,400
47	267,200	318,500	383,700		47	268,700	319,600	384,300
48	268,100	321,000	385,700		48	269,500	322,100	386,300
49	269,000	323,500	387,000		49	270,400	324,500	387,500
50	269,700	325,900	388,800		50	271,100	326,900	389,300
51	270,500	328,200	390,500		51	271,800	329,200	391,000
52	271,300	330,400	392,300		52	272,600	331,300	392,800
53	272,200	332,700	393,500		53	273,500	333,600	393,900
54	273,200	334,700	395,100		54	274,400	335,600	395,500
55	274,100	336,600	396,600		55	275,300	337,500	397,000
56	275,100	338,500	398,300		56	276,300	339,300	398,700
57	276,000	340,400	399,700		57	277,100	341,200	400,100
58	277,300	342,300	401,400		58	278,400	343,100	401,800
59	278,600	344,300	403,000		59	279,500	345,000	403,400
60	280,000	346,300	404,600		60	280,900	347,000	405,000
61	281,200	348,200	405,900		61	282,100	348,800	406,300
62	282,600	350,000	407,500		62	283,500	350,600	407,900
63	283,900	351,900	409,000		63	284,800	352,500	409,400
64	285,200	353,700	410,600		64	286,000	354,300	411,000
65	286,300	355,600	412,000		65	287,100	356,200	412,400
66	287,600	357,500	413,000		66	288,400	358,100	413,400
67	288,900	359,300	414,000		67	289,700	359,900	414,400
68	290,200	361,100	414,900		68	291,000	361,700	415,300
69	291,600	362,800	415,900		69	292,400	363,300	416,300
70	292,600	364,500	416,900		70	293,300	365,000	417,300
71	293,600	366,300	418,000		71	294,300	366,800	418,400
72	294,600	368,000	418,900		72	295,300	368,500	419,300
73	295,800	369,500	419,600		73	296,400	369,900	420,000
74	296,800	371,100	420,400		74	297,400	371,500	420,800
75	297,900	372,500	421,400		75	298,500	372,900	421,800
76	299,000	374,100	422,400		76	299,600	374,500	422,800
77	299,800	375,800	423,400		77	300,400	376,200	423,800
78	300,800	377,500	424,400		78	301,400	377,900	424,800
79	301,800	379,000	425,400		79	302,300	379,400	425,800
80	302,700	380,700	426,300		80	303,200	381,100	426,700
81	303,500	382,200	427,000		81	304,000	382,600	427,400
82	304,400	383,600	427,900		82	304,900	384,000	428,300
83	305,300	385,200	428,800		83	305,800	385,600	429,200
84	306,200	386,800	429,600		84	306,700	387,200	430,000
85	306,900	387,800	430,500		85	307,300	388,200	430,900
86	307,600	389,100	431,300		86	308,000	389,500	431,700
87	308,300	390,500	432,100		87	308,700	390,900	432,500
88	309,200	391,900	433,000		88	309,600	392,300	433,400

89	310,100	393,200	433,700	89	310,500	393,600	434,100
90	310,900	394,300	434,200	90	311,300	394,700	434,600
91	311,700	395,400	434,800	91	312,100	395,800	435,200
92	312,400	396,600	435,200	92	312,800	397,000	435,600
93	313,100	397,400	435,700	93	313,500	397,800	436,100
94	313,800	398,500	436,200	94	314,200	398,900	436,600
95	314,500	399,600	436,600	95	314,900	400,000	437,000
96	315,200	400,600	437,000	96	315,600	401,000	437,400
97	315,600	401,500	437,200	97	316,000	401,900	437,600
98	316,000	402,500	437,600	98	316,400	402,900	438,000
99	316,400	403,500	437,900	99	316,800	403,300	438,300
100	316,800	404,400	438,200	100	317,200	404,800	438,600
101	317,100	405,200	438,500	101	317,500	405,600	438,900
102	317,500	406,200		102	317,900	406,600	
103	317,800	407,200		103	318,200	407,600	
104	318,200	408,200		104	318,600	408,600	
105	318,600	408,800		105	319,000	409,200	
106	319,100	409,500		106	319,500	409,900	
107	319,600	410,200		107	320,000	410,600	
108	320,100	410,800		108	320,500	411,200	
109	320,500	411,300		109	320,900	411,700	
110	321,000	411,700		110	321,400	412,100	
111	321,400	412,000		111	321,800	412,400	
112	321,900	412,300		112	322,300	412,700	
113	322,200	412,500		113	322,600	412,900	
114	322,700	412,800		114	323,100	413,200	
115	323,100	413,100		115	323,500	413,500	
116	323,600	413,400		116	324,000	413,800	
117	323,900	413,600		117	324,300	414,000	
118	324,300	413,900		118	324,700	414,300	
119	324,800	414,200		119	325,200	414,600	
120	325,300	414,400		120	325,700	414,800	
121	325,500	414,600		121	325,900	415,000	
122	325,900	414,900		122	326,300	415,300	
123	326,400	415,200		123	326,800	415,600	
124	326,700	415,400		124	327,100	415,800	
125	326,900	415,600		125	327,300	416,000	
126	327,200			126	327,600		
127	327,700			127	328,100		
128	328,100			128	328,500		
129	328,300			129	328,700		
130	328,700			130	329,100		
131	329,200			131	329,600		
132	329,600			132	330,000		
133	329,800			133	330,200		
134	330,200			134	330,600		
135	330,700			135	331,100		
136	331,000			136	331,400		

改正前							改正後								
別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)							別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)								
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100	522,100		1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700	522,500
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000	525,200		2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600	525,600
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800	528,300		3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300	528,700
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600	531,400		4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100	531,800
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900	534,500		5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300	534,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600	536,900		6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000	537,300
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300	539,300		7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700	539,700
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000	541,700		8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400	542,100
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600	544,100		9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000	544,500
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200	545,800		10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600	546,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900	547,700		11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300	548,100
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700	549,600		12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100	550,000
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300	551,300		13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700	551,700
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000	552,600		14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400	553,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800	553,800		15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200	554,200
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500	554,800		16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900	555,200
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000	555,900		17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400	556,300
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600	556,600		18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000	557,000
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100	557,200		19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500	557,600
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700	557,800		20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100	558,200
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200	558,500		21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600	558,900
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800		22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200		
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400		23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800		
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900		24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300		
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100		25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500		
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400		26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800		
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900		27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300		
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400		28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800		
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900		29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300		
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400		30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800		
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900		31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300		
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400		32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800		
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700		33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100		
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100		34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500		
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500		35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900		
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000		36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400		
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400		37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800		
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900		38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300		
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300		39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700		
	40	210,100	279,200	356,600	401,000	486,800		40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200		

[illegible]

改	正	前	改	正	後
---	---	---	---	---	---

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級		1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
	号	俸					
	1	円	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2		245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3		248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4		250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
	5		253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6		256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7		260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8		264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9		268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10		272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11		276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12		280,100	362,200	424,700	494,100	591,400
	13		283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
	14		287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
	15		291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
	16		295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
	17		299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
	18		303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
	19		306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
	20		310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
	21		313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
	22		317,500	393,400	448,400	514,200	
	23		321,000	396,000	450,800	516,100	
	24		324,700	398,600	453,100	518,000	
	25		328,200	400,900	455,300	519,700	
	26		331,000	403,200	457,600	521,500	
	27		333,700	405,500	459,800	523,300	
	28		336,300	407,800	462,100	525,100	
	29		339,100	410,200	464,300	527,000	
	30		341,400	412,300	466,600	528,800	
	31		343,600	414,300	468,900	530,600	
	32		346,000	416,400	471,100	532,400	
	33		348,400	418,500	473,100	534,000	
	34		350,800	420,500	475,200	535,800	
	35		353,100	422,500	477,300	537,500	
	36		355,600	424,500	479,400	539,300	
	37		358,000	426,600	481,500	540,900	
	38		360,400	428,600	483,300	542,500	
	39		362,800	430,600	485,100	543,900	
	40		365,200	432,600	486,900	545,500	

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級		1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
	号	俸					
	1	円	245,200	330,500	395,500	470,600	565,700
	2		247,700	333,500	398,400	472,900	568,800
	3		250,200	336,400	401,300	475,100	571,900
	4		252,700	339,400	404,100	477,400	575,000
	5		255,000	342,100	406,800	479,700	577,900
	6		258,800	345,400	409,500	481,900	580,300
	7		262,600	348,500	412,300	484,100	582,700
	8		266,400	351,600	415,000	486,300	585,100
	9		270,000	354,500	417,500	488,300	587,300
	10		274,000	357,400	420,200	490,400	588,800
	11		278,000	360,500	422,900	492,500	590,300
	12		282,000	363,700	425,600	494,600	591,800
	13		285,800	366,700	428,000	496,700	593,300
	14		289,800	370,300	430,500	498,800	594,400
	15		293,700	373,500	432,900	500,900	595,500
	16		297,600	377,200	435,400	503,000	596,400
	17		301,400	380,800	437,600	505,100	597,600
	18		305,000	383,500	440,000	507,100	598,600
	19		308,500	386,300	442,400	509,100	599,600
	20		312,100	389,000	444,800	511,100	600,600
	21		315,700	391,900	446,600	512,900	
	22		319,400	394,500	449,000	514,700	
	23		322,900	397,100	451,400	516,600	
	24		326,400	399,500	453,700	518,500	
	25		329,900	401,800	455,800	520,200	
	26		332,700	404,100	458,100	522,000	
	27		335,300	406,400	460,300	523,800	
	28		337,900	408,700	462,600	525,600	
	29		340,700	411,000	464,800	527,400	
	30		342,800	413,100	467,100	529,200	
	31		345,000	415,100	469,400	531,000	
	32		347,400	417,200	471,600	532,800	
	33		349,700	419,300	473,600	534,400	
	34		352,100	421,200	475,700	536,200	
	35		354,300	423,200	477,800	537,900	
	36		356,800	425,200	479,900	539,700	
	37		359,200	427,200	482,000	541,300	
	38		361,600	429,200	483,800	542,900	
	39		364,000	431,200	485,600	544,300	
	40		366,200	433,200	487,400	545,900	

改正前										改正後									
ロ 医療職俸給表(二)										ロ 医療職俸給表(二)									
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900	436,000		1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300	436,400
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600	438,600		2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000	439,000
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200	441,100		3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600	441,500
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900	443,700		4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300	444,100
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300	446,100		5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700	446,500
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000	448,600		6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400	449,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600	451,100		7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000	451,500
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300	453,600		8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700	454,000
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400	456,000		9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800	456,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700	458,400		10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100	458,800
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900	461,000		11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300	461,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100	463,400		12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500	463,800
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200	465,900		13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600	466,300
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200	467,400		14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600	467,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200	468,700		15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600	469,100
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300	470,000		16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700	470,400
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100	471,200		17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500	471,600
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100	472,500		18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500	472,900
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000	473,800		19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400	474,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100	475,100		20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500	475,500
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900	476,300		21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300	476,700
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500	477,700		22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900	478,100
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100	479,100		23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500	479,500
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600	480,300		24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000	480,700
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100	481,700		25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500	482,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400	483,000		26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800	483,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700	484,400		27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100	484,800
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000	485,800		28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400	486,200
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300	487,200		29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700	487,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500	488,300		30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900	488,700
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100	383,300	428,700	489,400		31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100	489,800
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800	490,500		32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200	490,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000	491,600		33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400	492,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200	492,500		34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600	492,900
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400	493,400		35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800	493,800
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600	494,300		36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000	494,700
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900	495,300		37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300	495,700
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700		38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100		
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100		39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500		
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800		40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200		

[illegible]

89	289,100	325,200	346,100					
90	289,300	325,600	346,400					
91	289,500	326,000	346,800					
92	289,700	326,400	347,100					
93	290,100	326,700	347,500					
94	290,300	326,900	347,800					
95	290,500	327,300	348,100					
96	290,800	327,600	348,400					
97	291,200	327,800	348,700					
98	291,500	328,100	349,100					
99	291,700	328,400	349,500					
100	292,000	328,700	349,900					
101	292,300	328,900	350,400					
102	292,500	329,200	350,800					
103	292,700	329,600	351,200					
104	293,000	329,800	351,600					
105	293,300	329,900	352,100					
106		330,200						
107		330,600						
108		330,800						
109		331,000						
110		331,400						
111		331,800						
112		332,200						
113		332,400						
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900	321,600	363,800	425,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

89		289,500	325,600	346,500				
90		289,700	326,000	346,800				
91		289,900	326,400	347,200				
92		290,100	326,800	347,500				
93		290,500	327,100	347,900				
94		290,700	327,300	348,200				
95		290,900	327,700	348,500				
96		291,200	328,000	348,800				
97		291,600	328,200	349,100				
98		291,900	328,500	349,500				
99		292,100	328,800	349,900				
100		292,400	329,100	350,300				
101		292,700	329,300	350,800				
102		292,900	329,600	351,200				
103		293,100	330,000	351,600				
104		293,400	330,200	352,000				
105		293,700	330,300	352,500				
106			330,600					
107			331,000					
108			331,200					
109			331,400					
110			331,800					
111			332,200					
112			332,600					
113			332,800					
再任用 員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200	425,700

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改 正 前										改 正 後									
ハ 医療職俸給表(三)										ハ 医療職俸給表(三)									
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
		円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	
1	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900		1	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300	
2	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500		2	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900	
3	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200		3	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600	
4	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800		4	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200	
5	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000		5	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400	
6	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400		6	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800	
7	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700		7	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100	
8	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000		8	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400	
9	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000		9	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400	
10	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100		10	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500	
11	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300		11	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700	
12	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600		12	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000	
13	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500		13	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900	
14	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500		14	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900	
15	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700		15	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100	
16	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900		16	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300	
17	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900		17	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300	
18	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100		18	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500	
19	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300		19	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700	
20	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400		20	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800	
21	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300		21	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700	
22	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200		22	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600	
23	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000		23	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400	
24	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900		24	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300	
25	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600		25	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000	
26	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200		26	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600	
27	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900		27	27	206,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300	
28	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500		28	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900	
29	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800		29	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200	
30	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100		30	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500	
31	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700		31	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100	
32	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200		32	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600	
33	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900		33	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300	
34	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500		34	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900	
35	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900		35	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300	
36	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300		36	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700	
37	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400		37	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800	
38	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700		38	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100	
39	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000		39	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400	
40	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200	403,500	446,400		40	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800	

41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400		41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	406,400	447,800
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100		42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900		43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500		44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400		45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100		46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900		47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700		48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400		49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100		50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800		51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600		52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400		53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200		54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900		55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600		56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400		57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500			58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100			59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500			60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100			61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600			62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000			63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500			64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100			65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500			66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800			67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100			68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500			69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800				70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500				71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100				72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800				73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300				74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900				75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400				76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800				77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400				78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900				79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200				80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500				81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000				82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400				83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700				84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
再任用職員以外 の職員									再任用職員以外 の職員							
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000				85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500				86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000				87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400				88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		

137	299,700	330,500					
138	300,000	330,900					
139	300,400	331,300					
140	300,700	331,700					
141	300,900	332,000					
142	301,300	332,400					
143	301,700	332,700					
144	302,000	333,100					
145	302,100	333,400					
146	302,400	333,800					
147	302,700	334,200					
148	303,100	334,600					
149	303,300	334,900					
150	303,500	335,300					
151	303,800	335,700					
152	304,100	336,100					
153	304,500	336,400					
154	304,700						
155	304,900						
156	305,200						
157	305,500						
158	305,800						
159	306,100						
160	306,400						
161	306,800						
162	307,100						
163	307,400						
164	307,700						
165	308,100						
166	308,400						
167	308,700						
168	309,000						
169	309,400						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考

この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

137	300,100	330,900					
138	300,400	331,300					
139	300,800	331,700					
140	301,100	332,100					
141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考

この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改正前							改正後								
別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)							別表第九 福祉職俸給表 (第六条関係)								
職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
1		153,400	203,600	249,600	271,000	317,000	361,300	1		155,000	205,300	251,200	272,400	317,700	361,800
2		154,600	205,400	251,200	272,800	319,200	363,900	2		156,200	207,100	252,800	274,200	319,900	364,400
3		155,800	207,200	252,600	274,500	321,500	366,400	3		157,400	208,900	254,200	275,800	322,200	366,900
4		157,000	208,900	254,200	276,000	323,700	369,000	4		158,600	210,600	255,800	277,300	324,400	369,500
5		158,000	210,600	255,500	277,800	326,000	371,100	5		159,600	212,300	257,000	279,100	326,600	371,500
6		159,500	212,400	256,800	279,900	328,000	373,600	6		161,100	214,100	258,300	281,200	328,600	374,000
7		160,900	214,200	258,200	282,100	330,200	375,900	7		162,500	215,900	259,700	283,300	330,800	376,300
8		162,300	215,900	259,700	284,400	332,400	378,400	8		163,900	217,600	261,100	285,600	333,000	378,800
9		163,600	217,800	260,900	286,500	334,500	380,900	9		165,200	219,500	262,300	287,600	335,100	381,300
10		165,000	219,300	262,400	288,600	336,700	383,600	10		166,600	221,000	263,800	289,700	337,300	384,000
11		166,400	220,800	263,800	290,800	338,800	386,200	11		168,000	222,400	265,100	291,900	339,400	386,600
12		167,900	222,200	264,900	293,000	341,000	388,900	12		169,500	223,800	266,200	294,000	341,600	389,300
13		169,400	223,700	266,200	295,000	343,000	391,300	13		171,000	225,300	267,500	295,900	343,500	391,700
14		170,900	225,300	268,000	297,300	345,000	393,600	14		172,500	226,900	269,200	298,200	345,500	394,000
15		172,400	226,900	269,700	299,500	347,100	395,800	15		174,000	228,500	270,900	300,400	347,600	396,200
16		173,800	228,500	271,500	301,800	349,100	398,200	16		175,400	230,100	272,700	302,600	349,600	398,600
17		175,400	229,900	273,200	303,900	351,000	400,000	17		177,000	231,500	274,300	304,700	351,400	400,400
18		177,200	231,500	275,100	306,200	353,000	402,000	18		178,800	233,100	276,200	307,000	353,400	402,400
19		178,900	233,000	276,900	308,400	354,800	403,900	19		180,500	234,600	278,000	309,200	355,200	404,300
20		180,600	234,500	278,700	310,700	356,700	405,700	20		182,200	236,100	279,600	311,500	357,100	406,100
21		182,200	235,700	280,300	312,900	358,700	407,600	21		183,700	237,300	281,200	313,600	359,100	408,000
22		183,900	237,200	282,100	315,000	360,600	409,400	22		185,400	238,800	283,000	315,700	361,000	409,800
23		185,600	238,500	283,700	317,200	362,600	411,200	23		187,100	240,100	284,600	317,900	363,000	411,600
24		187,300	240,000	285,500	319,300	364,500	413,100	24		188,800	241,500	286,300	320,000	364,900	413,500
25		188,900	241,500	287,400	321,400	366,500	414,900	25		190,400	243,000	288,200	322,000	366,900	415,300
26		190,700	243,200	289,100	323,400	368,400	416,400	26		192,200	244,700	289,900	324,000	368,800	416,800
27		192,500	244,700	290,900	325,500	370,400	417,900	27		194,000	246,200	291,700	326,100	370,800	418,300
28		194,200	246,400	292,700	327,500	372,400	419,500	28		195,700	247,900	293,500	328,100	372,800	419,900
29		196,000	247,800	294,300	329,500	373,900	421,100	29		197,500	249,300	295,000	330,100	374,300	421,500
30		197,500	249,100	296,000	331,600	375,700	422,400	30		199,000	250,600	296,700	332,200	376,100	422,800
31		199,000	250,500	297,700	333,600	377,500	423,700	31		200,500	251,900	298,400	334,200	377,900	424,100
32		200,400	252,000	299,300	335,700	379,100	424,900	32		201,900	253,300	300,000	336,300	379,500	425,300
33		201,900	253,300	300,900	337,500	380,900	426,100	33		203,400	254,600	301,500	338,000	381,300	426,500
34		203,200	254,600	302,500	339,400	382,300	427,400	34		204,700	255,900	303,100	339,900	382,700	427,800
35		204,500	256,000	304,000	341,300	383,800	428,700	35		206,000	257,200	304,600	341,800	384,200	429,100
36		205,700	257,200	305,600	343,200	385,400	429,900	36		207,200	258,400	306,200	343,700	385,800	430,300
37		207,000	258,600	307,300	344,700	386,800	431,100	37		208,500	259,800	307,900	345,100	387,200	431,500
38		208,400	260,300	308,800	346,600	388,000	431,900	38		209,900	261,400	309,400	347,000	388,400	432,300
39		209,800	261,900	310,400	348,500	389,200	432,700	39		211,300	263,000	310,900	348,900	389,600	433,100
40		211,200	263,500	312,000	350,300	390,300	433,500	40		212,700	264,600	312,500	350,700	390,700	433,900

41	212,200	265,000	313,400	352,200	391,400	434,100		41	213,700	266,000	313,900	352,600	391,800	434,500
42	213,400	266,600	315,000	354,000	392,600	434,800		42	214,900	267,600	315,500	354,400	393,000	435,200
43	214,500	268,200	316,500	355,800	393,800	435,500		43	216,000	269,200	317,000	356,200	394,200	435,900
44	215,700	269,800	318,000	357,500	394,900	436,200		44	217,200	270,700	318,500	357,900	395,300	436,600
45	216,600	271,500	319,300	359,300	395,600	437,000		45	218,100	272,400	319,700	359,700	396,000	437,400
46	217,700	273,100	320,500	360,700	396,300	437,800		46	219,200	274,000	320,900	361,100	396,700	438,200
47	218,700	274,700	321,700	362,200	397,000	438,200		47	220,200	275,600	322,100	362,600	397,400	438,600
48	219,700	276,400	322,900	363,600	397,700	438,900		48	221,200	277,200	323,300	364,000	398,100	439,300
49	220,600	277,900	323,900	364,600	398,300	439,400		49	222,100	278,700	324,300	365,000	398,700	439,800
50	221,700	279,500	324,900	365,700	398,900	439,800		50	223,200	280,300	325,300	366,100	399,300	440,200
51	222,800	281,100	325,800	366,800	399,400	440,200		51	224,300	281,900	326,200	367,200	399,800	440,600
52	223,600	282,600	326,800	367,900	399,800	440,600		52	225,100	283,400	327,200	368,300	400,200	441,000
53	224,300	284,300	327,700	368,800	400,200	441,000		53	225,700	285,000	328,100	369,200	400,600	441,400
54	225,400	285,800	328,400	369,400	400,500	441,400		54	226,800	286,500	328,800	369,800	400,900	441,800
55	226,100	287,200	329,200	370,200	400,800	441,800		55	227,500	287,900	329,600	370,600	401,200	442,200
56	227,100	288,700	330,000	371,000	401,100	442,100		56	228,400	289,400	330,400	371,400	401,500	442,500
57	228,000	290,200	330,600	371,800	401,400	442,400		57	229,200	290,800	331,000	372,200	401,800	442,800
58	228,900	291,600	331,100	372,600	401,700	442,800		58	230,100	292,200	331,500	373,000	402,100	443,200
59	229,700	293,100	331,700	373,400	402,000	443,100		59	230,900	293,700	332,100	373,800	402,400	443,500
60	230,600	294,600	332,200	374,200	402,300	443,400		60	231,800	295,200	332,600	374,600	402,700	443,800
61	231,600	295,900	332,700	375,100	402,600	443,700		61	232,800	296,500	333,100	375,500	403,000	444,100
62	232,600	297,400	332,900	375,800	402,900			62	233,700	298,000	333,300	376,200	403,300	
63	233,500	298,800	333,500	376,500	403,200			63	234,600	299,300	333,900	376,900	403,600	
64	234,400	300,300	334,100	377,200	403,500			64	235,400	300,800	334,500	377,600	403,900	
65	235,300	301,500	334,400	377,500	403,800			65	236,300	302,000	334,800	377,900	404,200	
66	236,300	302,800	334,900	378,100	404,100			66	237,300	303,300	335,300	378,500	404,500	
67	237,500	303,900	335,400	378,700	404,400			67	238,500	304,400	335,800	379,100	404,800	
68	238,700	305,200	335,900	379,400	404,700			68	239,600	305,700	336,300	379,800	405,100	
69	239,700	306,200	336,400	379,800	404,900			69	240,600	306,600	336,800	380,200	405,300	
70	240,800	307,300	336,900	380,500	405,200			70	241,700	307,700	337,300	380,900	405,600	
71	241,900	308,500	337,300	381,100	405,500			71	242,800	308,900	337,700	381,500	405,900	
72	242,900	309,700	337,800	381,700	405,800			72	243,700	310,100	338,200	382,100	406,200	
73	243,700	311,000	338,000	382,100	406,000			73	244,500	311,400	338,400	382,500	406,400	
74	244,800	311,700	338,500	382,700	406,300			74	245,600	312,100	338,900	383,100	406,700	
75	245,900	312,400	339,000	383,300	406,600			75	246,700	312,800	339,400	383,700	407,000	
再任用職員以外	247,000	313,000	339,500	383,900	406,800			76	247,700	313,400	339,900	384,300	407,200	
77	247,900	313,800	339,800	384,300	407,000			77	248,600	314,200	340,200	384,700	407,400	
78	248,900	314,500	340,200	384,800				78	249,600	314,900	340,600	385,200		
79	249,900	315,200	340,700	385,300				79	250,600	315,600	341,100	385,700		
80	250,900	315,900	341,100	385,900				80	251,600	316,300	341,500	386,300		
81	251,900	316,200	341,300	386,400				81	252,500	316,600	341,700	386,800		
82	252,600	316,500	341,600	386,800				82	253,200	316,900	342,000	387,200		
83	253,600	317,100	342,100	387,200				83	254,200	317,500	342,500	387,600		
84	254,600	317,400	342,500	387,600				84	255,200	317,800	342,900	388,000		
85	255,400	317,800	342,800	387,800				85	256,000	318,200	343,200	388,200		
86	256,200	318,100	343,100	388,000				86	256,800	318,500	343,500	388,400		
87	257,100	318,500	343,600	388,300				87	257,600	318,900	344,000	388,700		
88	258,000	318,800	344,000	388,600				88	258,500	319,200	344,400	389,000		

[illegible]

137	278,600						
138	278,900						
139	279,200						
140	279,500						
141	279,700						
142	279,900						
143	280,100						
144	280,400						
145	280,800						
146	281,000						
147	281,300						
148	281,600						
149	281,900						
150	282,100						
151	282,400						
152	282,600						
153	282,900						
再任用職員	200,300	239,800	254,100	287,200	313,900	355,600	

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

137	279,000						
138	279,300						
139	279,600						
140	279,900						
141	280,100						
142	280,300						
143	280,500						
144	280,800						
145	281,200						
146	281,400						
147	281,700						
148	282,000						
149	282,300						
150	282,500						
151	282,800						
152	283,000						
153	283,300						
再任用職員	200,700	240,200	254,500	287,600	314,300	356,000	

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

改 正 前				改 正 後					
別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)				別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)					
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額			俸給月額	俸給月額	
再任用職員以外の職員	1	円 326,600	円 427,400	円 480,100	再任用職員以外の職員	1	円 327,300	円 427,800	円 480,500
	2	328,600	431,800	485,700		2	329,300	432,200	486,100
	3	330,700	435,800	491,200		3	331,400	436,200	491,600
	4	332,700	439,900	496,600		4	333,400	440,300	497,000
	5	334,800	443,700	501,900		5	335,400	444,100	502,300
	6	336,800	447,600	507,100		6	337,400	448,000	507,500
	7	338,800	450,900	512,200		7	339,400	451,300	512,600
	8	340,900	454,400	516,900		8	341,500	454,800	517,300
	9	343,000	457,900	520,400		9	343,600	458,300	520,800
	10	344,900	461,200	523,200		10	345,500	461,600	523,600
	11	346,900	464,100	526,000		11	347,500	464,500	526,400
	12	349,000	466,800	528,600		12	349,600	467,200	529,000
再任用職員以外の職員	13	351,100	469,200	530,700	再任用職員以外の職員	13	351,600	469,600	531,100
	14	352,900	471,500	532,700		14	353,400	471,900	533,100
	15	354,900	473,400	534,400		15	355,400	473,800	534,800
	16	356,800	475,100	536,200		16	357,300	475,500	536,600
	17	358,600	476,400	537,800		17	359,000	476,800	538,200
	18	360,500	477,700	539,200		18	360,900	478,100	539,600
	19	362,200	478,600	540,200		19	362,600	479,000	540,600
	20	363,900	479,600	541,400		20	364,300	480,000	541,800
	21	365,800	480,400	542,300		21	366,200	480,800	542,700
	22	367,700	481,200			22	368,100	481,600	
	23	369,500	481,400			23	369,900	481,800	
	再任用職員以外の職員	24	371,400				再任用職員以外の職員	24	371,800
25		373,100			25	373,500			
26		374,800			26	375,200			
27		376,600			27	377,000			
28		378,300			28	378,700			
29		379,700			29	380,100			
30		381,400			30	381,800			
31		383,100			31	383,500			
32		384,600			32	385,000			
33		386,400			33	386,800			
34		387,700			34	388,100			
35		389,100			35	389,500			
再任用職員以外の職員	36	390,600			再任用職員以外の職員	36	391,000		
	37	391,900				37	392,300		
	38	393,000				38	393,400		
	39	394,100				39	394,500		
40	395,100			40	395,500				

	41	396,100		
	42	397,200		
	43	398,200		
	44	399,100		
	45	399,900		
	46	400,300		
	47	400,700		
	48	401,000		
	49	401,300		
	50	401,600		
	51	401,900		
	52	402,200		
	53	402,500		
	54	402,800		
	55	403,100		
	56	403,400		
	57	403,700		
	58	404,000		
	59	404,300		
	60	404,600		
	61	404,800		
	62	405,100		
	63	405,400		
	64	405,700		
	65	405,900		
	66	406,200		
	67	406,500		
	68	406,800		
	69	407,000		
	70	407,300		
	71	407,600		
	72	407,800		
	73	408,000		
	74	408,300		
	75	408,600		
	76	408,800		
	77	409,000		
再任用職員		323,200	424,400	479,200

備考 この表は、行政の特定分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	41	396,500		
	42	397,600		
	43	398,600		
	44	399,500		
	45	400,300		
	46	400,700		
	47	401,100		
	48	401,400		
	49	401,700		
	50	402,000		
	51	402,300		
	52	402,600		
	53	402,900		
	54	403,200		
	55	403,500		
	56	403,800		
	57	404,100		
	58	404,400		
	59	404,700		
	60	405,000		
	61	405,200		
	62	405,500		
	63	405,800		
	64	406,100		
	65	406,300		
	66	406,600		
	67	406,900		
	68	407,200		
	69	407,400		
	70	407,700		
	71	408,000		
	72	408,200		
	73	408,400		
	74	408,700		
	75	409,000		
	76	409,200		
	77	409,400		
再任用職員		323,600	424,800	479,600

備考 この表は、行政の特定分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
第八条（略） 2 7 （略） 8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。 一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。） 特に良好である場合 二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合 イ 三級 特に良好である場合 ロ 四級 極めて良好である場合 9 12 （略） （扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であ	第八条（同上） 2 7 （同上） 8 次に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。 一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものを除く。） 二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの 9 12 （同上） （扶養手当） 第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

るもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子	三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫	四 満六十歳以上の父母及び祖父母	五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹	六 重度心身障害者	3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、「前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。	4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫	三 満六十歳以上の父母及び祖父母	四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹	五 重度心身障害者	3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族については一人につき六千五百円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については一万円）とする。	4 （同上）
--	--	---	---	---	-------------------------	--	------------------	---	---	--	---	--	-------------------------	--	------------------	--	---------------

額とする。

第十一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があつた場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつた場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員

第十一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者があつた場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者があつた場合（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これら開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡

員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはその者が離職し、又は死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

した日、扶養手当を受けている職員は扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合	三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）九級以上職員等が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合	四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）八級職員等が行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合	五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）九級以上職員等以外のものが行（一）九級以上職員等となつた場合	六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外のものが行（一）八級職員等となつた場合	七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合 （勤勉手当）	2 第十九条の七 （略） 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
---	--	--	---	---	---	--

これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

2 第十九条の七 （同上）
（勤勉手当）
（同上）

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額	イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額の総額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額	二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額	3 5 （略） 附 則	1 10 （略） 附 則	11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）を乗じて得た
一 （同上）	イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第八項第七号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十七・五を乗じて得た額の総額	二 （同上） イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定管理職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額 ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額	3 5 （同上） 附 則	1 10 （同上） 附 則	11 附則第八項の規定が適用される間、第十九条の七第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる職員で附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・三五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）を乗じて得た額（

額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額の基礎額に百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額の基礎額に百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 前				改 正 後						
別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)				別表第十 専門スタッフ職俸給表 (第六条関係)						
職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円			俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	
	1			円		1				円
	2					2				
	3					3				
	4					4				
	5					5				
	6					6				
	7					7				
	8					8				
	9					9				
	10					10				
	11					11				
	12					12				
	13					13				
	14					14				
	15					15				
	16					16				
	17					17				
	18					18				
	19					19				
	20					20				
	21	(略)	(略)			21	(略)	(略)		
	22					22				
	23					23				
	24					24				
	25					25				
	26					26				
	27					27				
	28					28				
	29					29				
	30					30				
	31					31				
	32					32				
	33					33				
	34					34				
	35					35				
	36					36				
再任用職員以外の職員	37					37				
	38					38				
	39					39				
	40					40				

	41			
	42			
	43			
	44			
	45			
	46			
	47			
	48			
	49			
	50			
	51			
	52			
	53			
	54			
	55			
	56			
	57			
	58			
	59			
	60			
	61			
	62			
	63			
	64			
	65			
	66			
	67			
	68			
	69			
	70			
	71			
	72			
	73			
	74			
	75			
	76			
	77			
再任用職員		(略)	(略)	479,600

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づき調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

	41			
	42			
	43			
	44			
	45			
	46			
	47			
	48			
	49			
	50			
	51			
	52			
	53			
	54			
	55			
	56			
	57			
	58			
	59			
	60			
	61			
	62			
	63			
	64			
	65			
	66			
	67			
	68			
	69			
	70			
	71			
	72			
	73			
	74			
	75			
	76			
	77			
再任用職員		(略)	(略)	479,600
				614,900

備考 この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づき調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（育児休業の承認） 第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれ	（育児休業の承認） 第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

に相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定によ
 り人事院規則で定める休暇により勤務しなかつた職員を
 除く。）が該子についてした最初の育児休業を除く。
 ）をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の
 事情がある場合を除き、この限りでない。

2
 ・ 3
 （略）

2
 ・ 3
 （同上）

○ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第四条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
（週休日及び勤務時間の割振り） 第六条（略） 2・3（略） 4 各省各庁の長は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十一條の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号に	（週休日及び勤務時間の割振り） 第六条（同上） 2・3（同上） 4（同上） 一 子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事院規則で定めるもの

において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事院規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事院規則で定めるもの

（休暇の種類）

第十六条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

（介護休暇）

第二十条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間に付き、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

二 （同上）

（休暇の種類）

第十六条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

（介護休暇）

第二十条 介護休暇は、職員が配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事院規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 （同上）

(介護時間)	第二十条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2	介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
3	介護時間については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。
第二十一条	（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 病気休暇、特別休暇（人事院規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。
(新設)	（病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認） 第二十一条 病気休暇、特別休暇（人事院規則で定めるものを除く。）及び介護休暇については、人事院規則の定めるところにより、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第五条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正後	（給与に関する特例） 第六条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。														
	2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。 <table><tr><th>号俸</th><th>俸給月額 円</th></tr><tr><td>1</td><td>394,000</td></tr><tr><td>2</td><td>454,000</td></tr><tr><td>3</td><td>515,000</td></tr><tr><td>4</td><td>595,000</td></tr><tr><td>5</td><td>692,000</td></tr><tr><td>6</td><td>790,000</td></tr></table>	号俸	俸給月額 円	1	394,000	2	454,000	3	515,000	4	595,000	5	692,000	6	790,000
	号俸	俸給月額 円													
1	394,000														
2	454,000														
3	515,000														
4	595,000														
5	692,000														
6	790,000														
3 6（略） （給与法の適用除外等） 2 第七条（略） 給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第五条関係）（傍線部分は今回改正部分）」と読み替へる。															

改正前	（給与に関する特例） 第六条（同上）														
	2（同上） <table><tr><th>号俸</th><th>俸給月額 円</th></tr><tr><td>1</td><td>393,000</td></tr><tr><td>2</td><td>453,000</td></tr><tr><td>3</td><td>515,000</td></tr><tr><td>4</td><td>595,000</td></tr><tr><td>5</td><td>692,000</td></tr><tr><td>6</td><td>790,000</td></tr></table>	号俸	俸給月額 円	1	393,000	2	453,000	3	515,000	4	595,000	5	692,000	6	790,000
	号俸	俸給月額 円													
1	393,000														
2	453,000														
3	515,000														
4	595,000														
5	692,000														
6	790,000														
3 6（略） （給与法の適用除外等） 2 第七条（同上） 給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第五条関係）（傍線部分は今回改正部分）」と読み替へる。															

する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（第六条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
（給与法の適用除外等） 第七条（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。	（給与法の適用除外等） 第七条（同上） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（第七条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正後

（給与に関する特例）

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額 円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

25（略）

2（給与法の適用除外等）

第八条（略）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第三項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第

改正前

（給与に関する特例）

第七条（同上）

号俸	俸給月額 円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

25（略）

2（給与法の適用除外等）

第八条（同上）

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第三項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第

七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）（第八条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（給与法の適用除外等） 第八条（略） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の百三十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。	（給与法の適用除外等） 第八条（同上） 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七條、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七條の規定」と、給与法第七條中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七條第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七條第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の百三十七・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、給与法第二十条中「第六條」とあるのは「任期付職員法第七條」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七條」とする。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三及び第六十一条第三十一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第二項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。 二（五）（略）	（定義） 第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第八章まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条及び第十一章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第二項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）を除き、以下同じ。）を養育するためにする休業をいう。 二（五）（同上）

(公務員に関する特例)
第六十一条 第二章から第九章まで、第三十条、前章、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十六条の二、前条、次条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

2 国家公務員及び地方公務員に關しては、第三十二条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者(第二十七条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。)」と、第三十四条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等(第三十条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。)」とする。

3 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下この条において「行政執行法人」という。)の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する)としたならば同項ただし書各号のいづれにも該当するものに限る。)は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母若しくは子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をするることができる。

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする

(公務員に関する特例)
第六十一条 (同上)

2 (同上)

3 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下この条において「行政執行法人」という。)の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用する)としたならば同項ただし書各号のいづれにも該当するものに限る。)は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができる。

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必

要と認められる期間とする。

一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

5 行政執行法人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならぬ。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、「若しくは子（これらに準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）」とあるのは「子」と、第四項中「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介

5
(同上)

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項本文中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務

護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」という。）とあるのは「要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間」と、前項本文中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかつた当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話をを行うため、休暇を取得することができる。

8 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）を限度とするものとする。

員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7
(同上)

8 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）とする。

9| 第七項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が短

い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの
以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取
得することができる。

10| 行政執行法人の長は、第七項の規定による休暇の承認
を受けようとする職員からその承認の請求があつたとき
は、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、
これを承認しなければならない。

11| 第七項、第八項及び前項の規定は、地方公務員法第四
条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に
規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員
にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六
条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第六
条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項
ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）に
ついて準用する。この場合において、第七項中「行政執
行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規
定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務する
ことを要しない職員）」とあるのは「地方公務員法第四
条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規
定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員）」
と、「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは
「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任
を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に
規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員
会。以下同じ。）」と、前項中「行政執行法人の長」と
あるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権
者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「
同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とある
のは「公務」と読み替えるものとする。

（新設）

9| 行政執行法人の長は、第七項の規定による休暇の承認
を受けようとする職員からその承認の請求があつたとき
は、業務の運営に支障があると認められる場合を除き、
これを承認しなければならない。

10| 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定す
る職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤
務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十
六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書
の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項にお
いて読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のい
ずれにも該当しないものに限る。）について準用する。
この場合において、第七項中「行政執行法人の職員（国
家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務
の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職
員）」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する
職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務
の職を占める職員以外の非常勤職員）」と、「当該職員の
勤務する行政執行法人の長」とあるのは「同法第六条第
一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方
教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法
律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担
教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」
と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公
務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を
受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項
に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読
み替えるものとする。

12	行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第 一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時 勤務することとを要しない職員にあつては、第十六条の六 第二項において準用する第十六条第一項ただし書の規定を 適用するとしたならば第十六条の六第二項において読み 替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも 該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する行政 執行法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の 介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定め る世話をを行うため、休暇を取得することができる。
13	前項の規定により休暇を取得することができる日数は 、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合に あつては、十日）を限度とするものとする。
14	第十二項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が 短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるも の以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で 取得することができる。
15	行政執行法人の長は、第十二項の規定による休暇の承 認を受けようとする職員からその承認の請求があつたと きは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き 、これを承認しなければならない。
16	第十二項、第十三項及び前項の規定は、地方公務員法 第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一 項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤 職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する 第六条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第 十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第 一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。 ）について準用する。この場合において、第十二項中「 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一 項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤
11	（同上）
12	前項の規定により休暇を取得することができる日数は 、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合に あつては、十日）とする。 （新設）
13	行政執行法人の長は、第十一項の規定による休暇の承 認を受けようとする職員からその承認の請求があつたと きは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き 、これを承認しなければならない。
14	前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定す る職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤 務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十 六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書 の規定を適用するとしたならば第十六条の六第二項にお いて読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のい ずれにも該当しないものに限る。）について準用する。 この場合において、第十一項中「行政執行法人の職員（ 国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤 務の官職を占める者以外の常時勤務することとを要しない

職員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「当該職員の勤務する行政執行人の長」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、前項中「行政執行人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

(新設)

16|
(同上)

16|
(同上)

の委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

20| 行政執行法人の長は、当該行政執行法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができるところにおいて、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するに認めるときは、その者について、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第二十二項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

21| 前項の規定は、行政執行法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項の」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項の」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十八条第一項各号」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

17|

行政執行法人の長は、当該行政執行法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができるところにおいて、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するに認めるときは、その者について、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七条第一項に規定する制限時間をいう。第十九項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

18|
(同上)

25 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準	24 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該行政執行法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。第二十六項において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならぬ。	23 前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。	22 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、同法第四条第一項に規定する職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができるときに、当該地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該同項各号のいずれにも該当しないものに限り、当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなればならない。
22 (同上)	21 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該行政執行法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。第二十三項において同じ。）において勤務しないことを承認しなればならぬ。	20 (同上)	19 (同上)

29 介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護	28 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第	27 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第	26 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はそ	用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十
（新設）	（新設）	24 （同上）	23 （同上）	

家族に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 30 行政執行法人の長は、第二十八項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならない。 31 行政執行法人の長は、職場において行われる当該行政執行法人の職員に対する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項の規定による育児休業、第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。	（新設） （新設）
--	-------------------------

○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（平均給与額） 第四条（略） 3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。 1 負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかった日 2 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日 3 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日 4 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日及び介護時間の承認を受けて介護のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日 5 国（職員が行政執行法人に在職していた期間にあつては、当該行政執行法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかった日 6 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日	（平均給与額） 第四条（同上） 3 2（同上） （同上） 1 （同上） 2 （同上） 3 （同上） 4 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日 5 （同上） 6 （同上）

4
・
5

(略)

4
・
5

(同上)

改正後	改正前
（標準報酬） 第四十条 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。 （表略） 2 短期給付等事務（短期給付の額の算定並びに短期給付、介護納付金及び福祉事業に係る掛金及び負担金の徴収をいう。次項及び次条第二項において同じ。）に関する前項の規定の適用については、同項の表中「（表略）」とあるのは、「（表略）」とする。 3 短期給付等事務に関する前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、前項の規定により読み替えられた第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。	（標準報酬） 第四十条 （同上） 2 11 （同上）

- 4 退職等年金給付の額の算定並びに退職等年金給付に係る掛金及び負担金の徴収に関する第一項の規定による標準報酬の区分については、厚生年金保険法第二十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。
- 5 組合は、毎年七月一日において、現に組合員である者の同日前三月間（同日に継続した組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。
- 6 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の九月一日から翌年の八月三十一日までの標準報酬とする。
- 7 第五項の規定は、六月一日から七月一日までの間に組合員の資格を取得した者並びに第十項又は第十二項及び第十三項若しくは第十四項及び第十五項の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬を改定され又は改定されるべき組合員については、その年に限り適用しない。
- 8 組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、その資格を取得した日の現在の報酬の額により標準報酬を決定する。この場合において、週その他月以外の一定期間により支給される報酬については、政令で定めるところにより算定した金額をもつて報酬月額とする。

9 前項の規定によつて決定された標準報酬は、組合員の資格を取得した日からその年の八月三十一日（六月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

10 組合は、組合員が継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、十七日以上でなければならぬ。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて著しく高
低を生じ、財務省令で定める程度に達したときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から標準報酬を改定するものとする。

11 前項の規定によつて改定された標準報酬は、その年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百一十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下一

12 組合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号の規定による育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業、国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による育児休業又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百一十一号）第二条第一項の規定による育児休業（以下一

14 組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が産後の日であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合には	13 前項の規定によつて改定された標準報酬は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。	育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号、国会職員の育児休業等に関する法律第三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）又は裁判官の育児休業に関する法律第二条第三項に規定する子（第六十八条の二及び第七十五条の三において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないものを養育する場合において、組合員以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。
	13 16 (同上)	育児休業等」という。）を終了した組合員が、当該育児休業等を終了した日（以下この項及び次項において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、組合員以後三月間（育児休業等終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、育児休業等終了日の翌日に第十四項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

限る。」をいう。以下同じ。」を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この項及び次項において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日に属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

15 前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

16 組合員の報酬月額が第五項、第八項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項の規定によつて算定するとすれば著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、同様の職務に従事する職員の報酬月額その他の事情を考慮して組合の代表者が適当と認めて算定する額をこれらの規定による当該組合員の報酬月額とする。

（育児休業手当金）

第六十八条の二 組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置及び同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）

第六十八条の二（同上）

「の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を除く。以下この項及び次項において同じ。」をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2 組合員の養育する子について、当該組合員の配偶者がその子の一歳に達する日以前のいずれの日において育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業を含む。）をしている場合における前項の規定の適用については、同項中「係る子が一歳」とあるのは「係る子が一歳二か月」と、「までの期間」とあるのは「までの期間（当該期間において当該育児休業等をした期間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇（出産に関する特別休暇であつて政令で定めるものに限る。）の期間その他これに準ずる休業であつて政令で定めるものをした期間を含む。）が一年（当該財務省令で定める場合に該当するときは、一年六月。以下この項において同じ。）を超えるときは、一年）」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額が、雇用保険給付相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合

には、当該変更された後の額に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「標準報酬の額の百分の四十」とあるのは、「第三項に規定する雇用保険給付相当額」とする。

4 育児休業手当金は、同一の育児休業について雇用保険法の規定による育児休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

（介護休業手当金）

第六十八条の三 組合員が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員（同法第二十三条の規定の適用を受ける組合員を除く。）については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条において「介護休業」という。）により勤務に服することができない場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の日数を通算して六十六日を超えないものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。
。この場合において、同条第三項中「第十七条第四項第二号ハ」とあるのは、「第十七条第四項第二号ロ」と読み替えるものとする。

4 介護休業手当金は、同一の介護休業について雇用保険

（介護休業手当金）
第六十八条の三 （同上）

2 前項の介護休業手当金の支給期間は、組合員の介護を必要とする者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休業の開始の日から起算して三月を超えない期間とする。

3 前条第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

4 （同上）

法の規定による介護休業給付の支給を受けることができるときは、支給しない。

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例）

第七十五条の三 三歳に満たない子を養育し、又は養育し

ていた組合員又は組合員であつた者が、組合（組合員であつた者にあつては、連合会）に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（財務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬の月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月（当該月において組合員でない場合にあつては、当該月前一年以内における組合員であつた月のうち直近の月。以下この条において「基準月」という。）の標準報酬の月額（この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額。以下この項において「従前標準報酬の月額」という。）を下回る月（当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。）については、従前標準報酬の月額を当該下回る月の標準報酬の月額とみなして、第七十五条第一項の規定を適用する。

一 当該子が三歳に達したとき。

二 当該組合員若しくは当該組合員であつた者が死亡したとき、又は当該組合員が退職したとき。

三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずるものとして財務省令で定め

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例）

第七十五条の三 （同上）

四 当該子が死亡したときその他当該組合員が当該子を養育しないこととなつたとき。

五 当該組合員が第百条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

六 当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

2 前項の規定による給付算定基礎額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）

の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬額に、同項中「この項」

月額が標準報酬の月額とみなされている場合には、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつた」とならざるを以て、この

項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬額が標準報酬額とみなされる場合にあつては、この

当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。

○ 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）（附則第九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 （介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置） 第十二条 （削る） 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四 条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五 第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非 常勤職員に対する育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の 規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第 一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改 正する法律（平成二十八年法律第十七号）第八条の規定 による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。	附 則 （介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置） 第十二条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三 号） （第二条第四項に規定する行政執行法人（附則第十七条 第一項において「行政執行法人」という。）の職員のう ち、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八 十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める 者以外の常時勤務することを要しない職員に対する育児 休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律（次項において「育児・介護休業法」とい う。）第六十一条第三項の規定の適用については、当分 の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、 「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法 律第十七号）第八条の規定による改正前の第十一条第一 項ただし書」とする。 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第 四 条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五 第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非 常勤職員に対する育児・介護休業法第六十一条第六項の 規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第 一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改 正する法律（平成二十八年法律第十七号）第八条の規定 による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）
 第十七条 退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二
 条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員
 とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において
 同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた国
 又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第
 二条第四項に規定する行政執行法人の事務又は事業を雇
 用保険法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたな
 らば第二条改正前雇用保険法第六条第一号に掲げる者に
 該当するものにつき、前条の規定による改正後の国家公
 務員退職手当法（以下この条において「新退職手当法」と
 いう。）第十条第四項又は第五項の勤続期間を計算す
 る場合における国家公務員退職手当法第七条の規定の適
 用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「
 在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二
 十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項
 において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在
 職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日
 以後の職員としての引き続き在職期間」と、同条第
 二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施
 行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改
 正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの
 月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場
 合にあつては、零）」とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）
 第十七条 退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二
 条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員
 とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において
 同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた国
 又は行政執行法人の事務又は事業を雇用保険法第五条第
 一項に規定する適用事業とみなしたならば第二条改正前
 雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつ
 き、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（
 以下この条において「新退職手当法」という。）第十条
 第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における国
 家公務員退職手当法第七条の規定の適用については、同
 条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保
 険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七
 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保
 険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者
 にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員として
 の引き続き在職期間」と、同条第二項中「月数」と
 あるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間
 を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属す
 る月から退職した日の属する月までの月数（退職した日
 が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零
 ））」とする。

2
 4
 （略）

2
 4
 （同上）

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）（附則第十条関係）（傍線部分は今回改正部分）

改 正 後	改 正 前
（国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員 の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正） 第十六条の二 次に掲げる法律の規定中「第六条の四第一 項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組 里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によつて 養親となることを希望している者」を削る。 一 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法 律第百九号）第三条第一項 二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平 成六年法律第三十三号）第六条第四項第一号	（新設）

○ 附則第十条の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（育児休業の承認） 第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当	（育児休業の承認） 第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当

するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事
院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。
―が当該子についてした最初の育児休業を除く。―をし
たことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情が
ある場合を除き、この限りでない。

2
・
3
(略)

定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれ
に相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定によ
り人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を
除く。―が当該子についてした最初の育児休業を除く。
―をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の
事情がある場合を除き、この限りでない。

2
・
3
(同上)

○ 附則第十条の規定による改正後の児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十六条の二の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正後	改正前
（週休日及び勤務時間の割振り） 第六条（略） 2・3（略） 4 各省各庁の長は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同	（週休日及び勤務時間の割振り） 第六条（同上） 2・3（同上） 4（同上） 一 子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上

じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事院規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事院規則で定めるもの

婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事院規則で定めるもの

二 （同上）